

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成12年9月

株式会社 千葉興業銀行

当行は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に従い、優先株式の引受の申請を行います。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変化が生じた場合や、生じることが予想される場合は、遅滞なく金融再生委員会に報告いたします。

経営の健全化のための計画の前提条件

景気につきましては、平成11年度に底を打ち、回復の兆しが見えてきているものと考えられますが、依然として内需は弱く不安定な状況にあります。

平成12年度後半以降は、企業のリストラ効果も現れ、徐々に上向きに転じ、緩やかな回復軌道をたどり、平成14年度には内需による成長軌道に乗ってくるものと考えております。

このような経済環境の見通しにもとづき、計画の前提条件として金利・為替・株価を以下の通り予想しております。

(金利)

平成12年度は、日本銀行のゼロ金利政策は解除されたものの、上昇圧力は弱くほぼ横ばいで推移し、13、14年度で景気回復基調が徐々にはっきりするとともに、長期金利が先行する形で金利は緩やかに上昇していくものと考えております。

(為替)

為替の見通しについては、国際経済の動向等の国内経済要因以外の要素が多く予測が難しいため、平成12年6月における月末レートを横ばいといたしました。

(株価)

株価についても、為替と同様に、不確定要素が多いため、平成12年6月における月末の日経平均株価を横ばいといたしました。

(単位：%・円)

		平成12年6月末	平成12年度	平成13年度	平成14年度
金利	無担コ-ルO/N	0.03	0.25	0.50	0.75
	10年国債	1.71	1.70~ 2.00	2.20~ 2.50	2.70~ 3.00
日経平均株価		17,400	17,400	17,400	17,400
為替相場(円/ドル)		105	105	105	105

目 次

	ペ - ジ
1 . 金額・条件等	… 1
(1) 根拠	
(2) 発行金額、発行条件、商品性	
(3) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方針	
2 . 経営の合理化のための方策	… 9
(1) 経営の現状および見通し	
(2) 業務の再構築のための方策	
3 . 責任ある経営体制の確立のための方策	… 4 7
(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	
(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	
(3) 自主的・積極的ディスクロ - ジャ -	
(4) 従来 of 経営責任についての考え方	
4 . 配当等により利益の流出が行われないための方策等	… 5 2
5 . 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	… 5 4
6 . 株式等の発行等に係る株式等および借入金につき利益を もってする消却、払戻し、償還又は返済に対応すること ができる財源を確保するための方策	… 5 7
(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	
(2) 収益見通し	
7 . 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確 保のための方策	… 5 9
(1) 各種リスク管理の状況	
(2) 資産運用に係る基本方針および決裁権限の状況	
(3) 資産内容	
(4) 償却・引当方針	
(5) 含み損益の状況と今後の処理方針	
(6) 金融派生商品等取引動向	
8 . 地域経済における位置付け	… 6 9
(1) 地域の金融市場における融資比率等	
(2) 地域経済への貢献	

1. 金額・条件等

(1) 根拠

当行は、以下の事由により「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第7条に規定する申請要件を満たすものと判断したことから、同法第4条第2項に基づき株式等の引受等を申請いたします。

イ. 「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当すること

当行の自己資本比率は、平成12年3月末に0.45%（国内基準・単体ベース）と著しく低下しましたが、平成12年8月に約280億円の第三者割当増資を行い、自己資本比率は4%台に回復いたしました。したがって、当行は同法第2条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある区分」に該当します。

ロ. 法定要件ならびに基準を充足すること

当行は以下のとおり同法第7条各項に定める各法定要件ならびに基準を充足しています。

(イ) 同法第7条第1項第1号

当行は、景気の長期低迷の下、県内取引先企業の業績悪化やバブル崩壊の影響を受けた地価の継続的な下落など経営環境の厳しい中、平成11年度に地元のお客様を中心とした第三者割当増資351億円を行う等、自己資本の増強に努めました。しかしながら、平成12年3月期に金融監督庁の検査結果も踏まえ、多額の償却・引当を行ったことから、大きく自己資本を毀損することとなり、自己資本比率（単体ベース）は0.45%となり、平成12年4月に銀行法第26条第1項および金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第3項の規定に基づき、金融監督庁より「自己資本の充実に係る計画（資本の増強以外の経営の健全性を確保するための合理的と認められる措置を含む）」の提出命令をお受けするに至りました。

当行は、本命令を受け、平成12年8月に株式会社富士銀行他2社に対し第三者割当増資を行い、自己資本の回復を図りました。

しかしながら、増資後の自己資本は業界水準と比較して必ずしも十分ではなく、今後共地元の中小企業、個人に対して円滑かつ安定的な資金を供給していくためには、更に自己資本の増強に努める必要があるため、当該要件を充足するものと考えております。

(ロ) 同法第7条第1項第2号

当行は、富士銀行による支援（増資引受による資本増強と経営・組織運営ノウハウの短期的・集中的な導入等）により、経営の抜本的な見直しをすすめ、新生ちば興銀として再生に取り組んでおり、今後の収益計画をもとに優先株式

の利益消却等を適宜実施していくことが可能であり、当該要件を充足するものと考えております。

(ハ) 第7条第1項第3号ならびに第2項

当行は、これまでも人員削減等の経営合理化に努めてまいりましたが、更に本計画において役職員数および経費の抑制を含む合理化、経営責任・株主責任の明確化、資金の貸付その他信用供与の円滑化のための諸方策を講じ、ロ - コスト経営の徹底を図るとともに利益の流失を必要に応じて抑制することを明確にしており、その要件を充足するものと考えております。

(ニ) 第7条第1項第4号

当行は、平成12年8月の第三者割当増資により、自己資本比率が4%台に回復しており、「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当するため、本号には該当いたしません。

(ホ) 第7条第1項第5号(ロ)

当行は、昭和27年に地元中小企業を中心とする、新銀行を求める強い期待・支援のもとに設立され、千葉県内の融資シェアも約10%に至り、地元での信用維持、健全な企業に対する円滑な資金供与を行う使命を担っていると認識しております。

しかしながら、千葉県においては鉱工業生産指数、新設住宅着工戸数が増加に転じる等の景気回復の兆しがみえるものの、その足取りは、未だ確かなものとはいえず、当行といたしましては、本号(ロ)に規定される信用供与の収縮に係る状況を改善または回避するために、協定銀行による株式等の引受け等による自己資本の増強が不可欠であり、本号の要件を充足するものと考えております。

(2) 発行金額、発行条件、商品性

発行条件に関しましては、「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする。」とした金融再生委員会の考え方を踏まえて申請いたします。

イ. 発行金額

発行総額 600億25百万円

ロ. 発行条件、商品性等

(イ) 株式の種類 株式会社千葉興業銀行第三回第三種優先株式(以下「本優先株式」という)

(ロ) 発行株式数 無額面優先株式17,150,000株

(ハ) 発行価額 1株につき3,500円

- (二) 発行価額中資本に組入れない額 1株につき1,750円
- (ホ) 発行方法
株式会社整理回収機構に直接全額割当てする方法による
- (ヘ) 払込期日 平成12年9月29日(金曜日)
- (ト) 配当起算日 平成12年9月30日(土曜日)
- (チ) 優先配当金
本優先株式1株につき45円15銭(非累積、非参加)
ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日
間に対する優先配当金については、22円64銭を支払う。
- (リ) 優先中間配当金
本優先株式1株につき22円57銭
- (ヌ) 残余財産の分配
普通株式に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。
- (ル) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、
当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (ロ) 消却
当行はいつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもつ
て当該買入価額により消却することができる。
- (ワ) 議決権
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会におい
て議決権を有しない。
- (カ) 株式の併合または分割、新株引受権等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については
株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権また
は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
- (コ) 普通株式への転換
- A. 転換を請求し得べき期間
平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。
ただし、基準日の翌日から株主総会終結の日までの期間を除く。
- B. 転換の条件
本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式(以下「普通株
式」という)に転換することができる。
- (A) 当初転換価額
当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始ま
る30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引
の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数は除く)

とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円(以下「下限転換価額」という)とする。

なお、上記45取引日の間に下記(C)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(C)に準じて調整される。

(B) 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という)における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数は除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記(C)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(C)に準じて調整される。

(C) 転換価額の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号いずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない

場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

- (d) 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- b. 上記(c) a. に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- c. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記(c) a. (b) ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(c) a. またはb. に定める転換価額の調整事由が生

じた場合には、調整後転換価額は、上記(C) a . または b . に準じて調整される。

d . 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

(a) 株式の分割を行う場合は、商法第 2 2 0 条にて準用する商法第 2 1 5 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日

(b) その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日

e 転換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、(1) 上記(C) a . (a) の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(2) 上記(C) a . (b) の株式分割により普通株式を発行する場合は 0 円、(3) 上記(C) a . (c) の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、(4) 上記(C) a . (d) の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

f . 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(D) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により} \\ \text{発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{本優先株主が転換請求のために提} \\ \text{出した本優先株式の発行価額総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(E) 転換により発行する株式の内容

株式会社千葉興業銀行額面普通株式(現在 1 株の額面金額 5 0 0 円)

(F) 転換請求受付場所

第一勧業富士信託銀行株式会社

(G) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記(F)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(H) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日(以下一斉転換日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(I) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(タ) 上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

(3) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方針

イ . 金額の算定根拠

当行は、予防的な償却・引当も含め、多額の不良債権処理を行い、平成12年3月期に688億円の当期損失を計上するのやむなきにいたり、自己資本比率は0.45%と著しく低下いたしました。

平成12年8月に第三者割当増資を行い、毀損した自己資本を充実し、自己

資本比率4%以上を確保いたしました。さらに財務基盤の安定化を図って競争力を高めるには、公的資金の申請が不可欠と判断し、今回申請をいたしました。

申請金額については、一般的に信用度が高いと判断される自己資本比率8%台以上を確保するため、600億25百万円といたしました。

平成12年3月期の資産の健全化額

(単位：百万円)

不良資産等の処理合計額	82,535
不良債権処理額	74,293
個別貸倒引当金繰入	30,479
貸出金償却	33,809
貸出金売却損等	10,004
一般貸倒引当金繰入	8,241

自己資本比率の見込

(単位：億円、%)

	12/3 実績	12/9 注入前	12/9 注入後
自己資本(基本的項目)	27	307	907
自己資本(補完的項目)	27	228	273
自己資本比率	0.45	4.47	9.87

ロ. 自己資本の活用方針

今回の申請に基づき受け入れた自己資本につきましては、第一に県内の中小企業及び個人向け貸出ニーズに優先的に対応する資金とし、安定的かつ円滑な資金供給を行い、地域金融機関としての責務を果たしてまいります。

2. 経営の合理化のための方策

(1) 経営の現状および見通し

イ. 概況

(イ) 現在までの推移

当行は、昭和27年の設立以来、地元の中小企業・個人のお客さまへの円滑な資金供給と金融サービス提供に努めてまいりました。

しかし、平成に入ってからバブル経済の崩壊以後の、長引く不況や土地・株式等の資産価格の下落は、千葉県経済にも大きな影響を与え、当行の貸出資産も大きな影響を蒙りました。

そのため、経営の効率化を図り、不良債権処理を進めてまいりましたが、全国一を記録した千葉県の地価下落等の影響もあり、不良債権処理は業務純益の範囲では対処できず、平成10年3月期、平成11年3月期と赤字決算となりました。

また、平成12年3月期においても、金融監督庁の検査結果も踏まえ、厳格な自己査定と予防的な償却・引当を行い、資産の健全化を図り、825億円の不良債権処理を行い、当期損失688億円を計上しました。このため、3期連続の赤字決算のやむなきにいたりましたが、不良債権問題は終結したものと考えております。

決算の推移

(単位：億円)

	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期
業務純益	154	185	92	65
不良債権処理額	97	497	628	825
経常利益	21	286	538	725
税引後当期利益	6	284	320	688

(注) 経常利益・税引後当期利益欄の印は損失を表示。

公表不良債権残高と不良債権比率の推移

(単位：億円、%)

	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期
不良債権額	950	1,082	2,005	2,188
総貸出金	16,161	16,188	15,775	14,150
不良債権比率	5.87	6.68	12.71	15.46

(注1) 不良債権額は、延滞債権・金利減免債権・経営支援先債権を含む。平成11年3月期よりリスク管理債権ベ - スで計上。

(注2) 不良債権比率は総貸出金に占める不良債権額の割合。

自己資本比率の推移

(単位：億円、%)

	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期
自己資本	1,287	1,163	614	54
自己資本比率	8.27	7.82	4.56	0.45

(注) 自己資本は、基本的項目と補完的項目の合計

自己資本比率は、平成9年3月期迄は国際統一基準、平成10年3月期以降は国内基準

(ロ) 第13次中期経営計画「NEW VISION 21」の概要

当行では、平成10年10月より中期経営計画「NEW VISION 21」(最終改訂：平成11年8月)のもと、厳しい状況を踏まえ、経営効率で地銀上位を目指し、「体力のある筋肉質の銀行」への新生を目指して努力してまいりました。

この計画では、3つの基本方針として、「営業体制の革新」- 金融サービス提供力NO.1 -、不良債権問題の終結と融資基盤の再構築 - 資産の健全性確保 -、合理化計画「リストラ21の推進」- 低成長下での経営体質の強化と収益確保 - を掲げ、生産性の向上に支えられた営業戦略の推進と合理化計画の徹底推進を全行をあげて取り組んでまいりました。

(ハ) 平成10年度および平成11年度の業績

経営の環境

わが国の国内経済は、平成11年度に入り、企業の景況感は水面下ながら改善方向にあり、個人消費の一部に回復の兆しが見られたものの、ほとんどの産業で設備投資や生産活動が低調に推移し、依然として厳しい環境が続きました。

千葉県経済においても、国内景気と同様に景気回復に向けた動きは緩慢であり、特に地価動向(公示価格)については、住宅地が5年連続、商業地が4年連続で全国1位の下落率を記録する等、引き続き憂慮すべき状況にありました。

当行の業況

このような厳しい状況のもと中期経営計画「NEW VISION 21」により、経営組織の迅速な改革を進めたほか、積極的な営業活動の展開とリストラの一層の推進を図り、収益の確保と経費の削減に努めました。

一方、資産の健全性確保のため、地価下落や資産内容の悪化を厳しく捉え、予防的な償却・引当、関連ノンバンクの追加支援・引当処理を行ってまいりました。

その結果、平成10年度に628億円、平成11年度に825億円の不良債権処理を行ったことから、平成10年度で320億円、平成11年度で688億円の当期損失計上のやむなきにいたりました。

- ・預金の状況

預金については、個人を中心に取引基盤の強化に努め、県内シェアの維持に全力をあげた結果、平成11年3月末には、1兆8,875億円、平成12年3月末には、1兆8,717億円となりました。

- ・貸出金の状況

貸出金については、景気低迷による資金需要が減少するなか、住宅ローンや中小企業向け信用保証協会付貸出が増加するなど、貸出金の資産内容が改善されるとともに、地域経済発展のために円滑な資金供給に努めました。

しかしながら、不良債権の積極的な削減を図ったこと等から、平成11年3月末残高は、1兆5,775億円、平成12年3月末残高は、1兆4,150億円となりました。

- ・有価証券について

有価証券については、安定的な資金運用を図る観点から国債を中心に積み増し、平成11年3月末残高は、3,764億円、平成12年3月末残高は、3,664億円となりました。

- ・自己資本比率について

不良債権処理を進めた結果、平成11年3月末の自己資本比率は、4.56%と前年度比3.26%低下いたしました。平成11年9月に約351億円の第三者割当増資を行った結果、平成11年9月末の自己資本比率は、6.23%に改善いたしました。しかしながら、金融監督庁の検査結果を踏まえて予防的な償却・引当を行ったこと等により、平成12年3月末には0.45%と著しく低下いたしました。

ロ．今後の業績見通し

当行は、中期経営計画「NEW VISION 21」を平成11年度を以って打ち切り、平成12年度からは「再生への戦略プラン FOR NEXTAGE 50」に基づき、新生ちば興銀への再生を図ってまいります。

(イ) 運用計画

総資産につきましては、地元中小企業向け貸出および個人ローンを中心分野とし、増加を図ってまいります。一方、不良債権の回収も一段と強化いたしますので、貸出金全体としては、年間1%程度の増加を見込んでおります。

(ロ) 収益計画

平成12年度では、正味業務純益で154億円程度と前年度比ほぼ横ばいの水準を見込んでおりますが、平成13年度以降は景気回復による企業の資金需要の回復、金利上昇による債券利回りの改善等の影響もあり、増加に転じ、平成14年度では190億円を超える正味業務純益を見込んでおります。

(ハ) 自己資本比率

第三者割当増資の実施および公的資金の導入により、平成12年9月末には、自己資本比率が9%台後半に向上する見込であり、その後は劣後ロ-ンの返済等の減少要因がありますが、剰余金の蓄積等により、平成14年度末においても、9%台を維持する見込であります。

(図表1 - 1)収益動向及び計画

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
(規模)<資産、負債は平残、資本勘定は未残> (億円)						
総資産	22,264	21,246	20,294	20,572	20,880	20,852
貸出金	15,672	15,405	14,154	14,156	14,333	14,542
有価証券	3,667	4,070	3,944	4,049	4,328	4,388
繰延税金資産(未残)	317	354	356	355	345	341
総負債	21,723	20,740	20,192	20,065	19,958	19,915
預金・NCD	19,330	19,078	18,651	18,488	18,326	18,306
繰延税金負債(未残)	-	-	-	-	-	-
資本勘定計	363	27	917	930	933	982
資本金	256	432	579	579	579	579
資本準備金	190	283	327	327	327	327
利益準備金	43	-	-	-	3	5
剰余金	126	688	9	23	23	69
(収益) (億円)						
業務純益	92	65	82	155	163	177
資金運用収益	495	469	222	448	491	535
資金調達費用	124	87	38	78	102	134
国債等債券関係損()益	4	2	9	16	14	12
経費	275	261	127	246	240	241
人件費	150	131	59	115	109	112
物件費	110	117	59	118	118	116
一般貸倒引当金繰入額	31	82	19	18	2	2
不良債権処理損失額	597	742	63	118	105	74
株式関係損()益	34	23	3	4	3	2
株式等償却	29	76	3	4	3	2
経常利益	538	725	6	24	54	100
特別利益	66	3	3	3	-	-
特別損失	2	2	1	4	2	-
法人税、住民税及び事業税	1	0	0	0	0	0
法人税等調整額	154	36	2	0	19	17
税引後当期純利益	320	688	9	23	32	82
(配当) (億円、円、%)						
配当可能利益	-	-	9	23	23	69
配当金	0	0	0	8	14	14
1株当たり配当金(普通株)(注1)	0	0	0	0	-	-
配当率	-	-	-	-	-	-
普通株配当率	-	-	-	-	-	-
第一種優先株配当率	-	-	2.50	2.50	2.50	2.50
第二種優先株配当率	-	-	2.60	2.60	2.60	2.60
第三種優先株(今回申請)配当率	-	-	1.29	1.29	1.29	1.29
配当性向	-	-	-	36.07	43.92	17.08
(経営指標) (%)						
資金運用利回(A)	2.42	2.32	2.34	2.34	2.53	2.76
貸出金利回(B)	2.40	2.35	2.42	2.47	2.73	2.96
有価証券利回	2.45	2.27	2.08	1.97	1.85	1.94
資金調達原価(C)	1.99	1.78	1.73	1.72	1.83	2.01
預金利回(含むNCD)(D)	0.48	0.33	0.31	0.32	0.46	0.64
経費率(E)	1.42	1.37	1.35	1.33	1.31	1.32
人件費率	0.78	0.68	0.63	0.62	0.59	0.61
物件費率	0.57	0.61	0.64	0.63	0.64	0.63
総資金利鞘(A) - (C)	0.43	0.54	0.61	0.62	0.70	0.75
預資金利鞘(B) - (D) - (E)	0.50	0.64	0.76	0.82	0.96	1.00
非金利収入比率	7.07	6.97	3.06	3.57	4.27	4.84
ROE(業務純益/資本勘定)	25.43	243.02	17.86	16.76	17.47	18.07
ROA(業務純益/総資産)	0.41	0.30	0.80	0.75	0.78	0.85

(注1) 普通株配当金については、12年度は配当いたしません。なお、13年度以降は業績の状況により配当を検討してまいります。

(図表1 - 2)収益動向(連結ベース)

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み
--	--------------	--------------	---------------

(規模)<未残>

(億円)

総資産	22,631	20,788	21,198
貸出金	15,941	14,298	14,193
有価証券	3,762	3,664	3,733
繰延税金資産(未残)	318	354	356
総負債	22,267	20,764	20,283
預金・NCD	19,239	18,818	18,620
繰延税金負債(未残)	-	-	-
資本勘定計	362	23	915
資本金	256	432	579
資本準備金	190	283	327
連結剰余金	83	690	7

(収益)

(億円)

経常収益	637	647	273
資金運用収益	502	474	224
役務取引等収益	58	58	30
経常費用	1,179	1,375	266
資金調達費用	131	92	40
役務取引等費用	18	18	9
営業経費	281	285	131
その他経常費用	721	957	73
貸出金償却	76	364	4
貸倒引当金繰入額	584	364	43
一般貸倒引当金繰入額	31	80	19
個別貸倒引当金繰入額	552	283	62
経常利益	542	727	7
特別利益	67	3	3
特別損失	2	2	1
税金等調整前当期純利益	477	726	9
法人税、住民税及び事業税	1	0	0
法人税等調整額	154	36	2
少数株主利益	2	1	0
当期純利益	321	690	10

(図表2)自己資本比率の推移

基準 国内基準

(億円)

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
資本勘定	363	27	917	922	926	975
税効果相当額	317	354	356	355	345	341
その他	-	-	-	-	-	-
Tier 計	363	27	917	922	926	975
負債性資本調達手段等	-	-	-	-	-	-
有価証券含み益	-	-	-	-	-	-
土地再評価益	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金	68	27	74	75	76	77
その他	-	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	68	27	74	75	76	77
負債性資本調達手段等	181	-	199	185	164	152
その他	-	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	181	-	199	185	164	152
Tier 計	250	27	273	261	241	229
Tier	-	-	-	-	-	-
自己資本合計	614	54	1,191	1,183	1,167	1,205

(億円)

	13,442	11,963	11,972	12,109	12,205	12,405
リスクアセット	13,442	11,963	11,972	12,109	12,205	12,405
オンバランス項目	12,405	11,042	11,050	11,167	11,243	11,423
オフバランス項目	1,036	921	922	942	962	982
その他(注2)	-	-	-	-	-	-

(%)

単体自己資本比率	4.56	0.45	9.94	9.77	9.56	9.71
連結自己資本比率(参考)	4.49	0.40	9.77	9.60	9.40	9.55

上場株式の評価法	原価法	原価法	原価法	原価法	時価法	時価法
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注1) 上記試算に係る各種前提条件

1. 連結自己資本比率は、単体自己資本比率見込数に、12年3月期連結実績を加算して算出しております。
2. その他証券の時価会計導入による評価損益見込みは、平成13年度以降Tier1から控除して算出しております。

(注2) マーケットリスク相当額を8%で除して得た額。

(2) 業務の再構築のための方策

イ. 今後の経営戦略

今後の当行の経営目標は、過去の経営の問題点を洗い出し、その克服のために、経営体質を早期にかつ抜本的に再構築して、経営の自立・安定を図り、優良地域金融機関として再生することです。また、当行再生を図ることが、成長性・将来性のある千葉県の地域金融機関としての責務であり、地域社会への貢献に資するものであると認識しております。

[負の遺産との決別]

当行は、戦後の千葉県の発展とともにその業容を拡大してまいりましたが、首都圏にあり成長性の高い千葉県という営業地盤は、バブルの生成・崩壊の過程で、他の地域には見られない程の地価の変動が生じました。東京に隣接し、都市銀行等の大手銀行との競争が激しいマ - ケットと、地方的な色彩の強いマ - ケットが混在し、統一的な戦略が立てにくく、攻守ともに極めて難しいマ - ケットであります。

バブル経済崩壊以降の、大きく変化し、厳しさの増す経済・金融環境の中で、当行は、従来からの量的拡大指向による地元競合行のキャッチアップや、都市銀行追随型の総花的・ポリュ - ム重視の業務展開・経営姿勢を取り続けました。この営業推進面に過度に傾斜した経営姿勢は、信用リスク管理を中心とした管理面の取組みの遅れをもたらし、経営管理の弱さが環境認識の変化、状況認識を妨げ、経営危機に対する認識をも遅らせました。その結果、不良債権処理の遅れ、リストラへの取組みの遅れ・対応の弱さ、役職員の新時代に対応する意識改革の遅れを招くことになりました。

今後は、中小企業と個人のマ - ケットに最重点を置き、お客さまに満足いただけるようなサ - ビスの提供に努めつつ、収益力の強化を図ってまいります。また、過去の反省にたち、リスク管理の強化も重要課題として取り組んでまいります。

しかしながら、そのためには経営インフラの整備と自己資本の充実が必要であり、富士銀行の強力な支援によりまず資本増強を図り、また人材の招聘により短期間で集中的な管理ノウハウ・スキルの移植により、まさに経営の根幹である経営管理能力の飛躍的な強化を図り、新生ちば興銀としての再生・自立を目指します。

[経営の健全化にむけての富士銀行の支援]

まさに当行の喫緊の経営目標は、過去の反省にたち、富士銀行の支援・連携により、資本の増強を図り、あわせて当行の4つの重点施策である「営業力の強化」、「ロ - コスト経営の徹底」、「リスク管理力の強化」、「組織風

土の刷新」のために、組織運営・営業面等の経営全般にわたるノウハウを短期間で集中的に導入し、財務基盤および経営・組織運営を早期に抜本的に建て直すことであります。

財務体質の改善

平成12年8月に約280億円(うち富士銀行引受約250億円)の第三者割当増資を行うことにより、自己資本を充実し、財務体質の改善を図りました。これにより、当行は、富士銀行の持株比率が20%以上(議決権割合)となり、同行の持分法適用関連会社となりました。

経営管理能力の強化

営業力強化・ロ・コスト経営の徹底により収益力を強化し、あわせてリスク管理能力も経営の両輪として強化する必要があります。また、この経営風土を継続するためには、組織風土の刷新が不可欠であります。

これらの経営革新を行うためには、経営管理のインフラ整備が必要であり、富士銀行の支援により、人材の招聘およびノウハウ・スキルの導入により、収益管理・リスク管理・営業店採算管理等の経営の基本である管理ツ・ル・手法の革新を図ってまいります。

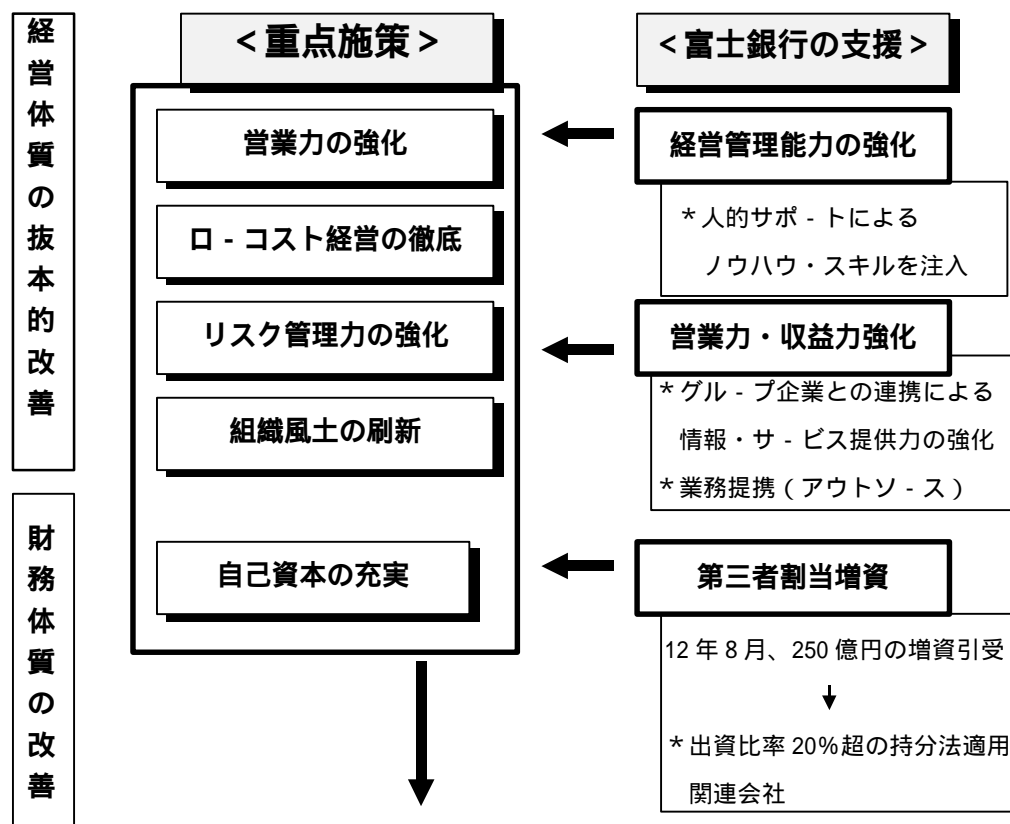
営業力・収益力の強化

富士銀行およびグループ企業との連携により、新商品企画やマーケティングのノウハウ導入等を図るとともに、コンサルティング機能・情報提供サービス力を強化してまいります。

また、人材の招聘等による事務効率化企画・ノウハウの導入、本部業務のアウトソーシング等により業務の効率化を図ってまいります。

当行の目指す姿

「少数精鋭・高収益で地域に信頼されるコアバンク」として自立・再生



(単位：億円・人・%)

	平成11年度実績	平成14年度目標	増減
業務粗利益	410	421	+11
経費	261	241	20
正味業務純益	151	192	+41
不良債権処理	825	76	748
当期利益	688	82	+770
総人員	1,660	1,430	230
自己資本比率	0.45	9.71	+9.26

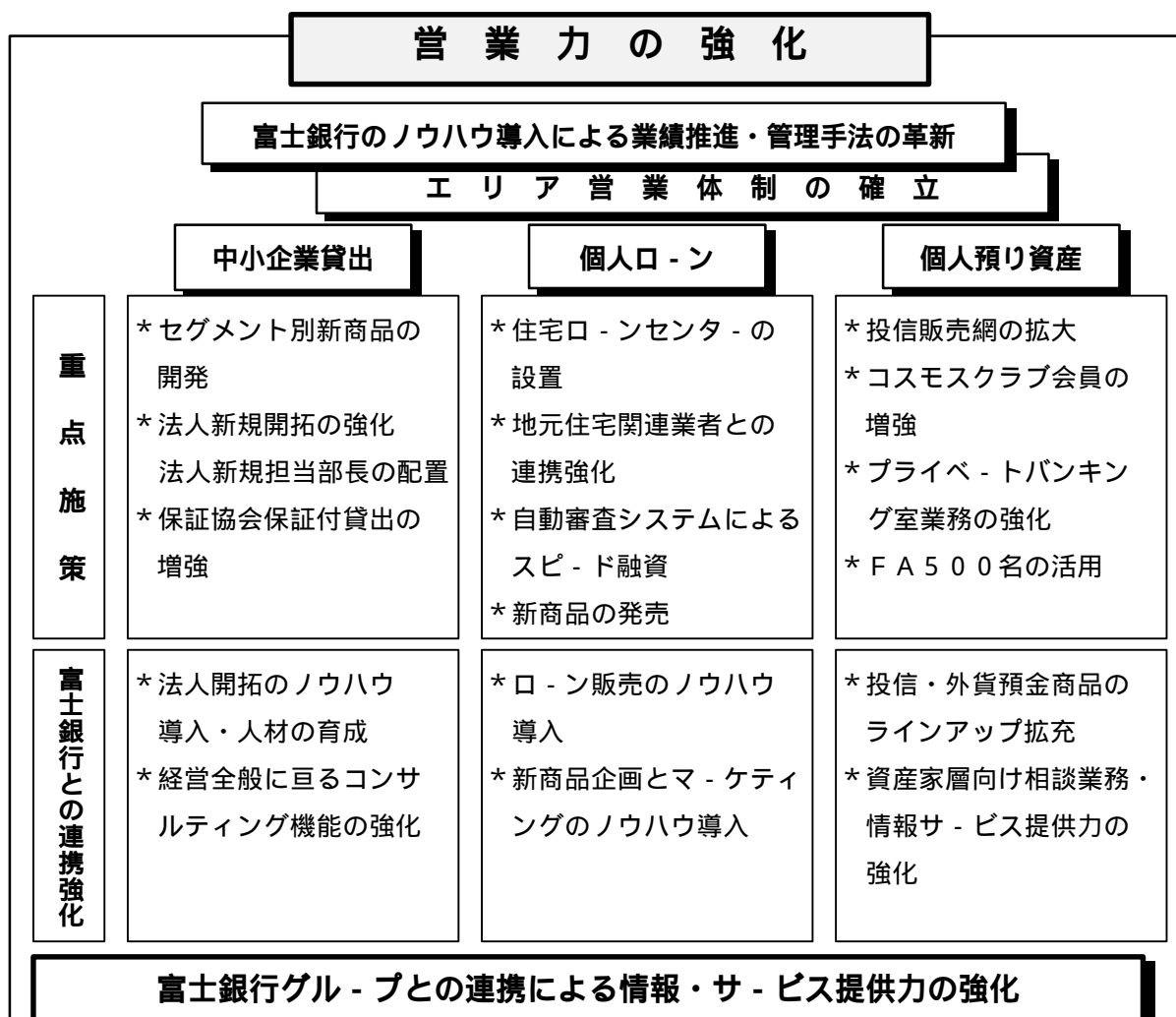
ロ．営業力の強化

当行はこれからの営業戦略の柱として、地域特性に応じたマ - ケット戦略の考え方を取り入れ、平成12年4月より「エリア営業体制」を導入いたしました。

これにより、今まで以上に地域に密着し、各地域のマ - ケットの特性にあった営業体制の確立と、お客様のニーズへのスピーディな対応を図ってまいります。

また、富士銀行との連携により、営業店収益管理手法の改革、営業店目標・表彰制度の改定等を行い、営業力強化の基本を支える業績推進・管理手法の革新を図ってまいります。

そして、総合金融サービス提供力を強化し、千葉県内全域の法人・個人のお客様にお役にたつ情報・商品・サービスを提供し、お客様の利便性の向上を図ります。



(イ) 営業推進体制

「エリア営業体制」の導入

経済規模、人口・企業集積度、金融機関の競合状況等から千葉県全体を3つの地域（戦略ユニット）に分割し、地域特性にあった営業戦略を構築いたします。さらに各戦略ユニットをそれぞれ2つに分割して6つのエリア（管理ユニット）を設定し、エリア単位での営業推進を図る「エリア営業体制」を導入いたしました。

「エリア営業体制」は、各地域の現状にあった営業推進とともに、顧客ニーズへのスピーディな対応及び経営と地域の距離をより身近なものとする現場重視の経営、さらに地域特性に応じた木目細やかな営業体制を構築するためのものです。

従来の「各支店単位のお取り引き」から「エリア単位の面でのお取り引き」に広がることにより、幅広い営業情報がえられ、経営との距離が縮まり、多様化するニーズにすばやくお応えできるようになり、今まで以上に地域のお客さまのお役にたつように努めてまいります。

< エリア区分 >

戦略ユニット	管理ユニット	
千葉市およびその周辺地域	第1エリア	第2エリア
東京近郊地域	第3エリア	第4エリア
東総・県南地域	第5エリア	第6エリア

各エリアには、執行役員クラスのエリア長を配置し、担当エリアの営業推進全般にわたり戦略・戦術、各支店の目標・役割課題の決定、戦力の極大化を図り、あわせて既存取引先の取引深化、新規取引先の開拓にあたります。

[営業戦略会議の設置]

営業推進担当常務役員をヘッドとして、営業統括部長とエリア長で構成する「営業戦略会議」を開催し、営業推進全般に係る方針の決定と地域特性にあった営業戦略の策定および目標（収益）の達成状況をチェックしてまいります。

営業店管理手法等の革新

従来、預貸金の計量目標の達成状況のチェック等に偏重していた営業店管理について、収益目標重視の方向に転換してまいります。この分野においては、富士銀行のノウハウを導入し、営業店管理の基本といえるマ-ケット分析手法、営業店収益管理手法を革新することによって、生産性・効率性向上を図ってまいります。

これにより、営業店の収益性・効率性がより精緻に把握できることとなり、店舗政策および営業店運営戦略等に役立ててまいります。

店舗グループ制

[店舗グループ編成]

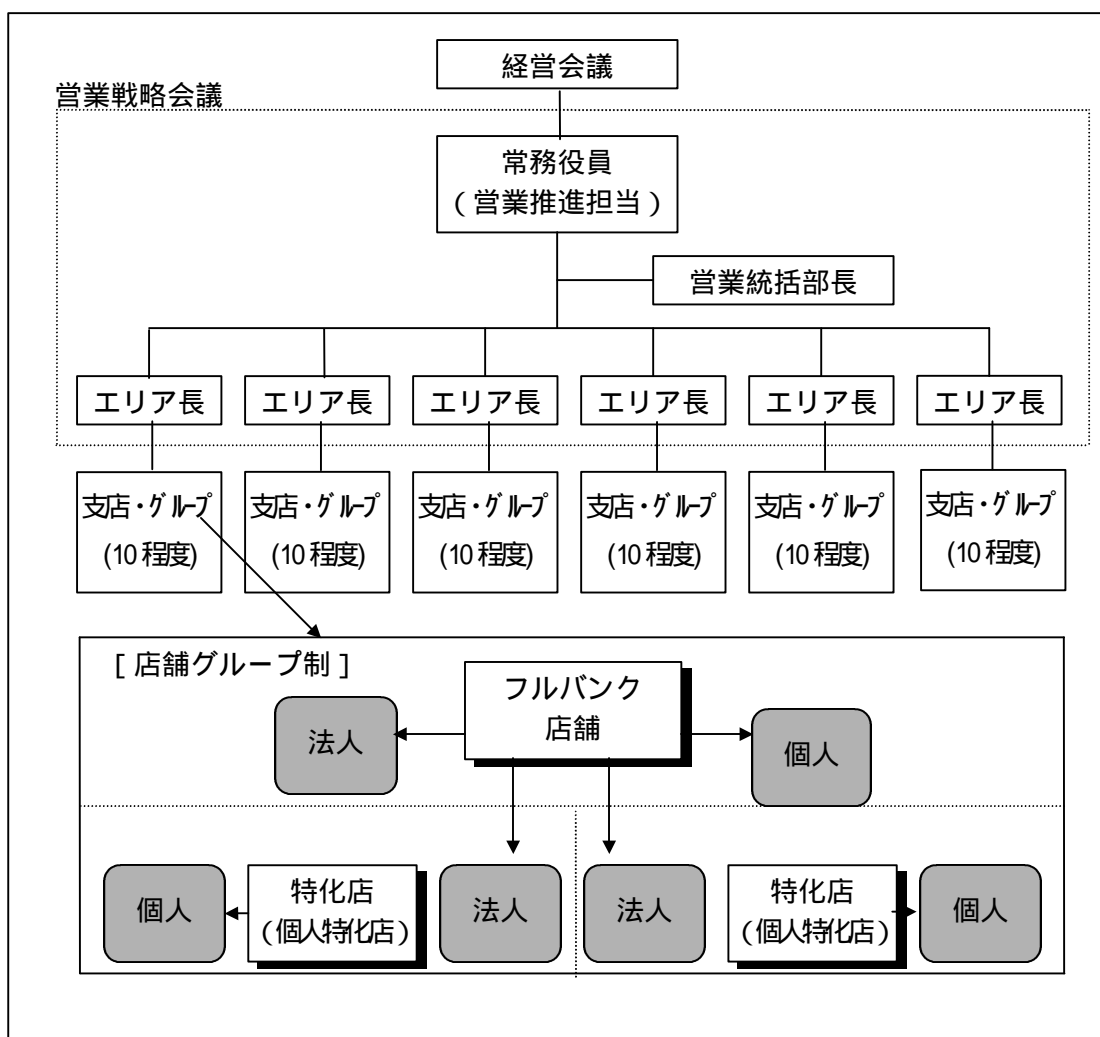
2～3カ店程度の営業店グループを編成し、一般融資機能をグループ内のフルバンク店舗に集中する等、グループ内の店舗の役割分担を明確にし、個々の営業店単位の活動からグループ単位での営業推進を図ってまいります。

[個人特化店の基本形態]

法人貸出取引は近隣のフルバンク店舗に移管し、融資は住宅・消費者ローンの個人向貸出中心に営業する個人特化店を導入いたしました。

今後については、個人ローン・資産運用等への戦略特化を検討いたします。

エリア営業体制・店舗グループ制



チャンネル（お客さまとの接点・サービス提供方法）の多様化と再編

現在のチャンネル体系の大幅な見直しを行い、法人渉外力の強化と個人のお取引先へのサービス提供力強化を図るとともに、多様化するお客様のライフスタイルやニーズへの対応及びローコスト化を図るために、リモートチャンネルの強化・拡充をすすめてまいります。

[有人チャンネル]

得意先係渉外活動の転換～融資渉外の強化

得意先係の渉外活動を、融資・資産運用等を重視したトータルな相談・提案型に転換し、渉外活動の向上を図ります。

渉外スタッフ（パートタイマー）の増強

個人向け渉外戦力増強のため、渉外スタッフを増強し、年金の獲得等、個人営業基盤の増強を図ります。

住宅ローンセンターの設置

住宅ローン増強のため、ハウスメーカー・地元住宅販売会社との連携強化を図る拠点として、住宅ローンセンターを設置いたしました。

プライベートバンキング室の設置（コンサルティング機能強化）

個人資産家層、法人への高度なコンサルティングサービスを強化するため、FP1級有資格者を配置し、ハイスキル渉外のサポートをいたします。

[リモートチャンネル]

テレフォンバンキング（コールセンター）の強化

お客さまへの定期預金の期日案内・年金相談会のご案内や振込・振替・定期預金の作成等の本格的なテレフォンバンキング業務を行っているコールセンターを増強して、顧客利便性の向上と効率的な営業推進を図ってまいります。

今後の業務拡大については、消費者ローン・投信のセールスや受付の具体化に向けて準備しております。

インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス

新世代向けの新チャンネルとして、インターネット・iモードを利用したサービスを開始しました。現在、残高・取引明細照会等のサービスを行っておりますが、今後振込・定期預金作成等の機能を加え、利便性の向上に努めてまいります。

デビットカード

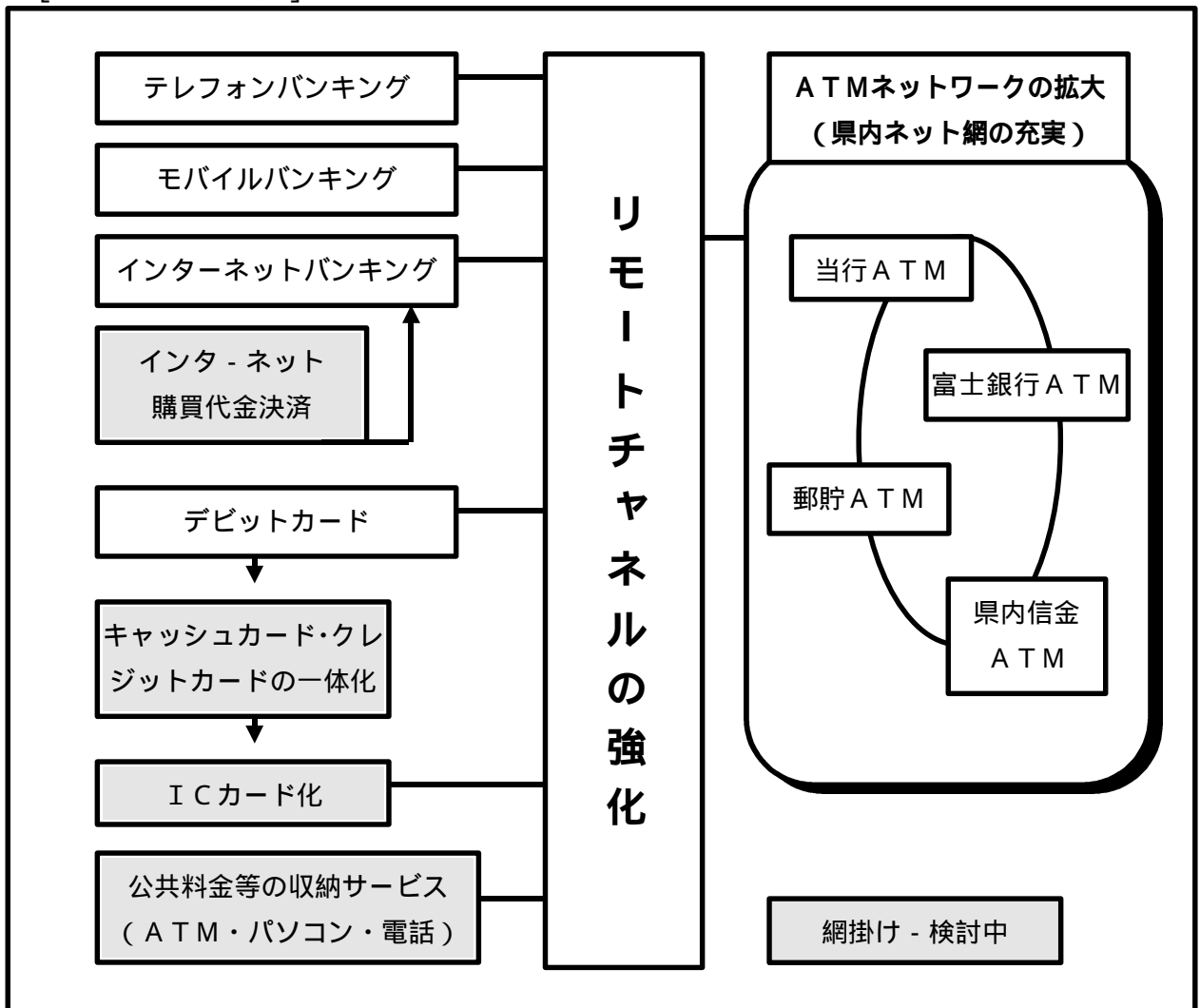
当行150万先にのぼるキャッシュカードホルダーの利便性向上のため、平成

12年3月よりサ・ビスを開始しました。

ATMネットワークの見直しと提携による拡充
店舗統廃合による有人店舗ネットワークの再編にあわせ、ATMネットワークの見直しを図り、効率的な配置・展開を進めてまいります。

富士銀行とのATM相互無料開放（平成11年9月実施）、郵貯とのオンライン提携（支払・残高照会／平成11年10月実施）により、ネットワークの飛躍的拡大が図れました。また、平成12年8月より、県内の2信用金庫とのATM相互無料開放を開始し、県内ATM網の拡充に努めております。

[リモートチャンネル]



(ロ) 中小企業貸出の増強

基本方針

当行は、地元企業の資金調達ニーズに応えて円滑な資金供給に注力してまいりましたが、今後さらに、コンサルティング機能や情報提供力の強化を図り、多様化・高度化する企業のニーズに積極的に対応してまいります。

中小企業貸出の増強を図るための重点施策として、企業実態把握・評価能力向上のための「事業金融強化プログラム」の導入による法人取引力の向上、新規法人貸出先開拓の強化のために、法人新規専担者の配置、保証協会の保証付貸出の増強を行ってまいります。

また、富士銀行との連携強化により、株式公開関連業務の提携、経営全般にわたるコンサルティング機能の強化を図り、中小企業取引分野においても情報・総合金融サービス提供力の強化を図ってまいります。

あわせて、全店フルバンク体制を見直し、法人取引推進拠点を集約化することにより、法人に対する金融サービス提供力の強化を図るとともに、県内の中小企業に対して、地域金融機関ならではの木目細やかな金融サービスを提供し、お取引先の拡大を図ってまいります。

推進施策

[法人取引推進拠点の集約化]

「エリア営業体制」の導入により、法人新規取引推進拠点の集約化を図り、エリア別戦略を策定し、法人取引推進を図ってまいります。

法人新規担当部長の配置

「エリア営業体制」の導入と併せて各エリアごとに法人取引開拓に特化した担当部長を平成12年7月より配置して、新規のお取引先の拡大を図ってまいります。

コンサルティング機能の強化

平成11年4月に新設したプライベートバンキング室の機能強化を図るとともに、約500名のファイナンシャルアドバイザー有資格者(注)を法人渉外部門に重点配置することにより、本部・営業店一体となったコンサルティング営業の強化を図ってまいります。

(注) ファイナンシャルアドバイザー有資格者

- きんざい：金融渉外技能審査(FP)1級、2級取得者

[融資渉外体制の強化]

融資係、得意先係のあり方を根本的に見直して再編を図り、中小企業貸出増強に戦力特化した経営資源の配分といたします。

事業金融強化プログラムの導入

法人取引推進戦力の質的強化を図るため「事業金融強化プログラム」を導入し、行員の融資渉外能力のレベルアップを目指します。

「目標達成コーチング制度」の導入

営業店および個人の目標・業績管理を確実にを行うために、平成12年5月より「目標達成コーチング制度」を導入いたしました。

不良債権管理の本部支援強化

審査管理部支店支援担当（顧客折衝部門）の増員強化により、営業店における不良債権先の日常管理負担を軽減し、法人貸出開拓へ戦力シフトいたします。

業績評価制度における中小企業貸出部門のウェイトアップ

預金中心の業績評価体制を見直し中小企業貸出の増強に配点を高めることで、渉外活動のマインド転換を図ります。

法人融資渉外研修の実施

「事業金融強化プログラム」の一環として、融資渉外力強化と信用リスク管理能力強化のための体系的な研修を、外部講師により実施致します。

(八) 個人ローンの増強

基本方針

住宅ローン、消費者ローンなどの個人ローンについては、重要な収益基盤として位置付け、特に住宅ローンは将来にわたる個人取引基盤の確保のための重点商品として捉えております。

推進施策

[住宅ローンセンターの設置]

住宅ローンの相談・受付と住宅販売業者への連携強化を図る拠点として住宅ローンセンターを平成12年7月に千葉地区、津田沼地区の2カ所に新設し、地元密着の住宅ローン推進体制を強化いたしました。当面、各エリアに1カ所程度の設置を目指します。

[資産家層に対する提案・相談型取引の拡大]

プライベートバンキング室を中心としたコンサルティング営業の強化により、資産有効活用等の相談業務の拡充を図り、資金調達ニーズにお応えし、各種ローンの販売強化を図ってまいります。

また、各種業者とのネットワークの拡大により、有効活用案件に対する提案能力の強化を図ってまいります。

[消費者ローンの審査体制の整備]

平成12年3月に「消費者ローン自動審査システム（パーソナルローンシステム）」を導入し、消費者ローン審査の省力化とスピード化（原則受付け後24時間以内に回答）を図るとともに、リスク管理データの蓄積を図ってまいります。

[新商品]

「消費者ローン自動審査システム」の導入と併せて各種ローンの整理を行い、販売しやすく、お客様のニーズに対応した商品構成といたしました。

平成12年3月に「無担保借換え住宅ローン」を発売し、住宅ローンの借り換えがしやすく、かつお客様にメリットのある商品の提供を図ってまいりました。

今後、住宅の買い替えニーズに対応する新商品等、様々なローンニーズにお応えすべく富士銀行との連携強化により、新商品企画・ローン販売のノウハウ導入を進め、ローン商品の充実に努めてまいります。

(二) 個人預り資産の増強

基本方針

個人預金は、今後も重要な基盤として位置づけ、チャネルの拡充、新商品・新サービスの提供等によりローコスト化を図りながら、お客様のニーズにあった推進を行ってまいります。

多様化するお客様の資金運用ニーズに合わせて、投資信託、外貨預金、国債等についても販売体制を整備し、さらにファイナンシャルアドバイザー500名の活用とプライベートバンキング室の強化による資産運用、相続対策、ライフプランニング等に関する相談業務の強化・拡充を図ってまいります。

また、富士銀行との連携強化により、総合金融サービス提供力の強化に努めて、個人のお客さまの資産運用ニーズにお応えしてまいります。

推進施策

ポイント制「コスモスクラブ」の拡大

平成11年7月に、ポイントサービス制度「コスモスクラブ」を発足し、平成12年7月末には、コスモスクラブ会員は75,514人となりました。「コスモスクラブ」は「給与振込ご指定会員」、「年金お受け取り会員」、「年金受取ご予約会員」の3種類あり、個人預金取引の重点セグメントである給振口座、年金受取口座の拡大を目指してまいります。今後さらに会員数の拡大を図ってまいります。

プライベートバンキング室の強化

平成12年4月より「エリア営業体制」の導入に合わせて各エリア1名、合計6名のエリア担当を配置し、エリア内の営業店と連携して本格的な活動を開始し、多様化する個人の資産運用ニーズにお応えしてまいります。

新商品の発売

平成11年8月に、地元球団である千葉ロッテマリーンズの応援定期預金「マリーンズ優勝応援団」（優勝または2位の場合金利優遇）をテレフォンバンキング会員専用として発売し、さらには平成11年12月には21世紀に向けて金利を優遇した2年物定期預金「スーパー定期VIVA!2000」を発売いたしました。どちらも期間限定商品として取扱い、ご好評をいただきました。

今後ともこれら地元関連商品の販売にも努めてまいります。

投資信託の窓口販売の強化

平成10年12月に投資信託の窓口販売を開始し、お客様の運用ニーズの高まりとリスク商品に対する理解の高まりを受けて、平成12年4月からは積極

的に販売する方針といたしました。

平成11年12月には商品ラインアップを5本からMMFを含めて11本（内、富士銀行グループ5本）に拡大し、販売体制においても、平成12年度下半期までには全行員が販売できる体制とし、預り資産の飛躍的な拡大を目指してまいります。

さらに、テレフォンバンキングによる投資信託のセールス・販売等、体制の強化に努めてまいります。

テレフォンバンキング拡充

平成8年にコールセンターとして定期預金の満期案内、相談会のご連絡等の業務を開始し、また平成11年7月からは、振込・定期預金作成等のサービスを加え本格的なテレフォンバンキングを稼働させました。平成12年7月末の会員数は32,108人となっております。

今後サービス内容の拡大等を図り、より一層お客様の利便性向上を図ってまいります。

各種相談会・セミナーの拡充

お客様の年金に関する様々なご相談に対応すべく、平成8年11月から行員の社会保険労務士資格保有者による「年金相談会」を開始いたしました。平成11年度においては、延べ241回開催し、参加人数は2,897人となっております。

また平成11年度下半期からは金融資産運用ニーズの高まりを受け、「資産運用セミナー」も開催し、さらに平成12年度からは富士銀行グループの安田信託銀行との連携による「相続・遺言セミナー」の開催も行っております。今後さらにお客様の幅広い相談ニーズにお応えすべく積極的にセミナー・勉強会を開催してまいります。

その他

インターネットバンキングの取扱開始（平成11年11月）、デビットカード業務の取扱開始（平成12年3月）、モバイルバンキングサービスの取扱開始（平成12年4月）等の新サービスの提供に加え、さらには今後予定される確定拠出型年金制度（日本版401k）、保険の窓口販売等の新業務についても、お客様のニーズに合わせて対応してまいります。

八．ロ - コスト経営の徹底

ロ - コスト経営の徹底

	店 舗	人 員	事務システム
重 点 施 策	* 店舗政策の見直し	* 人員の削減	* システムの共同化とアウトソーシング
	* 個人特化型店舗の導入	* 組織活性化による生産性の向上(人事制度改革と人材のレベルアップ)	* 営業店後方事務の集中化とアウトソーシング
	* 住宅ロ - センタ - の設置	* 定年制見直し	* 営業店端末の更改と汎用OSによるLAN化
富 士 銀 行 と の 連 携	* マ - ケット分析・店別採算管理手法の導入	* 研修制度のノウハウ導入と講師の受入れ	* 事務効率化企画の推進・ノウハウ導入
	* ATM相互利用によるネットワーク網の効率の展開	* トレ - ニ - の派遣 * 人事制度改革のノウハウ導入	* 外為本部業務のアウトソーシング

計画と実績

1 . 経費計画	(平成8年度実績)	(平成11年度実績)	(平成14年度計画)	(削減率(6年間))
経 費	307億円	261億円	241億円	21.5%
人件費	170億円	131億円	112億円	34.3%
物件費	123億円	117億円	116億円	5.1%
2 . 人員計画	(平成8年度実績)	(平成11年度実績)	(平成14年度計画)	(削減率(6年間))
行員数	2,042人	1,660人	1,430人	30.0%
(総人員ベ - ス)				
3 . 店舗計画	(平成8年度実績)	(平成11年度実績)	(平成14年度計画)	(削減率(6年間))
店舗数	93ヶ店	84ヶ店	71ヶ店	23.7%
4 . 役員	(平成8年度実績)	(平成11年度実績)	(平成14年度計画)	(削減率(6年間))
役員数	20人	10人	9人	55.0%

(イ) 基本的な考え方

当行は、従来より効率的な推進体制による地元密着の営業を目指して努力してまいりましたが、平成9年度来の赤字決算を踏まえて、平成11年4月から店舗・人員の見直しを含む人件費・物件費の削減を中心とした抜本的な経営の効率化を推進しております。

今後とも、激変する金融環境を勝ち抜く新しい効率的な経営体制の構築を目指し、引き続き戦略的な事業の再構築とリストラに努力し、ロ・コスト経営の徹底により、経営体質の強化・経営効率の向上を図ってまいります。

(ロ) 人件費

人員の削減

総人員は、平成6年度をピークとして以降、人員を削減しておりますが、平成12年2月には、早期退職特別優遇措置を実施(116人退職)し、総人員で平成12年3月末には、平成9年3月末比382人減少いたしました。平成12年度以降については、エリア営業体制のもとで店舗統廃合・店舗グループ制の導入・業務の効率化等を図り、スリム化を推進するとともに、新卒採用の抑制・出向の促進等により、平成15年3月末には、総人員1,430人、実働1,195人体制を実現いたします。

また、富士銀行との連携強化により本部・周辺業務のアウトソーシング、研修業務の協力、本部運営ノウハウの導入等をすすめ、本部のスリム化・業務の効率化を図っていく一方、人的資源を営業戦力に傾斜配分し、営業力の質的強化を図ってまいります。

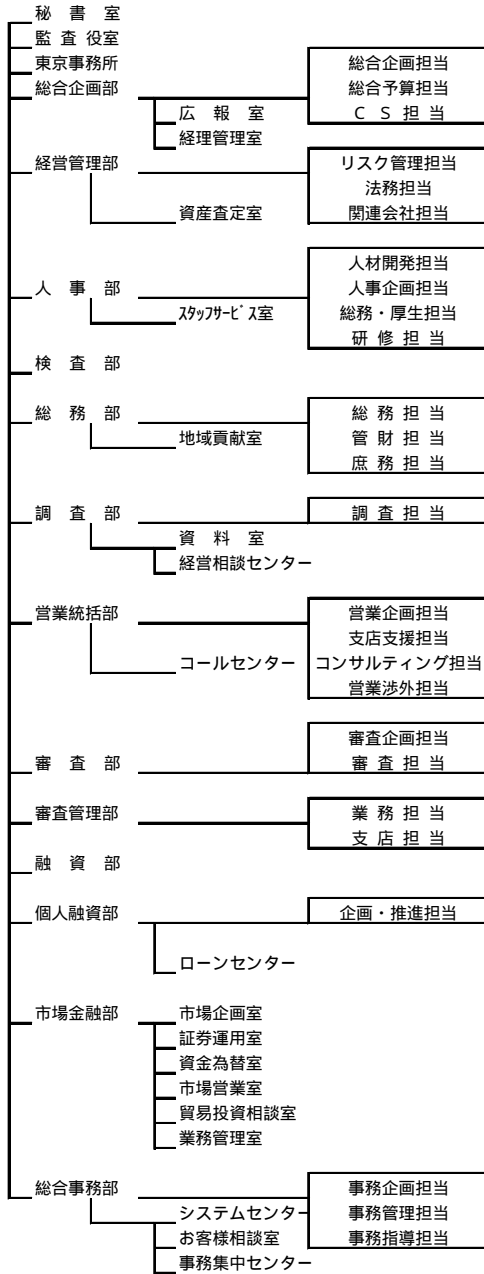
[人員推移]

(単位:人)

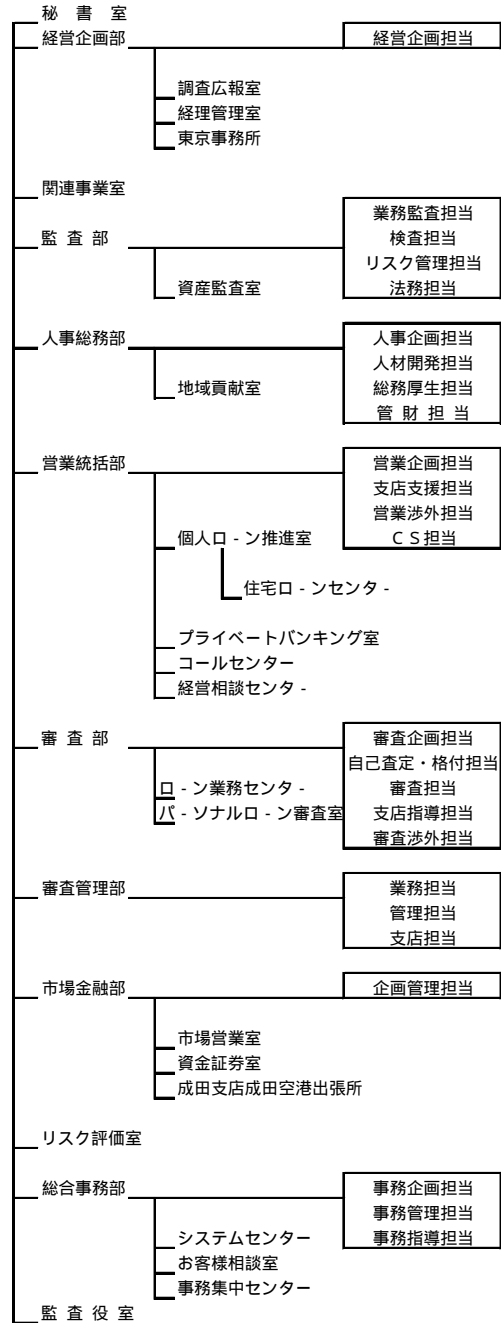
	平成8年度	平成11年度	増減 (8年度比)	平成14年度	増減 (11年度比)
実働人員	1,964	1,487	477	1,195	292
出向者数	78	173	95	235	62
総人員	2,042	1,660	382	1,430	230

本部組織のスリム化

平成11年2月(13部2室1所)



平成12年9月(8部4室)



人件費の削減

人件費は平成7年度をピークに減少を続けておりますが、人員削減のほか、賞与の削減・定例給与の見直し・退職金制度の見直し等を計画的に進めることにより、平成14年度には、平成8年度比58億円を削減いたします。

[人件費推移]

(単位：百万円)

	平成8年度	平成11年度	増減 (8年度比)	平成14年度	増減 (11年度比)
人件費	17,073	13,142	3,931	11,216	1,926
内、給与	9,958	8,902	1,056	6,497	2,405
内、賞与	4,828	1,573	3,255	1,621	48
内、その他	2,287	2,666	379	3,098	432

定例給与

平成8年度よりベースアップの凍結を実施していますが、平成10年度に勤続手当の定期昇給を停止し、平成11年度からは勤続手当の廃止を含んだ職務給制度の導入により、年功的な要素を排除した給与体系といたしました。

また、平成12年度より、支店長級以上行員の定例給与の見直し(平均7.5%の減額)を行いました。

役員数

取締役会の機能強化と迅速な意思決定を図るため、平成11年7月に執行役員制度を導入し、取締役を16名から6名に大幅に削減し、非常勤監査役を含め10名としました。さらに平成12年6月の役員改選において2名削減し、8名としました。

役員報酬の減額

役員賞与は、平成8年度から支給しておりません。また、役員報酬は平成8年度からの据え置きに加え、平成10年7月からは、10%~20%の減俸を実施し、さらに平成11年5月からは、最高50%の減俸を実施しております。

(八) 物件費

人件費と同様に、物件費についても従来より削減に取り組んでまいりましたが、今後も業務の効率化による削減、店舗統廃合により賃借料の削減、一般物件費の節約等により、あらゆる分野において削減を図ってまいります。

機械化関連投資につきましては、費用対効果を十分検討し、競争上必要なシステム投資・業務効率化のための機械化投資等に取り組んでまいります。

[物件費推移]

(単位 : 百万円)

	平成 8 年度	平成 11 年度	増減 (8 年度比)	平成 14 年度	増減 (11 年度比)
物件費	12,300	11,775	525	11,677	98

[主な機械化投資案件]

目 的	内 容	時 期
営業戦略	有担保・無担保ローン審査システム	平成 1 2 年度
〃	デ - タマイニングシステム	〃
営業店事務効率化	端末機更改とソフト汎用 OS 化	平成 1 1 年度より更改中
〃	印鑑照合システム	平成 1 2 年度以降
本部事務効率化	時価会計対応新資金証券システム	平成 1 2 年度

店舗の統廃合と個人特化店の導入

当行の現状における強い経費削減要請・人員削減要請とチャネルの再構築によるローコスト構造の経営体制の確立という観点から、平成 1 1 年度以降不採算店舗を中心に、店舗の統廃合を進めております。平成 1 2 年度以降も、引き続き効率化を進め、平成 1 4 年 3 月までに、ピーク時の平成 1 1 年 3 月末比 2 2 カ店削減し、7 1 カ店体制（一般店 6 0 カ店、特化店 1 1 カ店）を構築する予定です。さらに、住宅地店舗等については、法人向け一般融資機能を近隣のフルバンク店舗に移管・集中して、個人特化店とし、効率化を図るグループ営業体制を確立してまいります。

また、県外支店については、旧東京支店を平成 1 1 年 1 1 月に廃止し、現東京支店のみの 1 カ店としております。

[店舗統廃合と個人特化店化の実績と計画]

	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 14 年 3 月末
一般店	9 1 カ店	6 6 カ店	6 0 カ店
個人特化店	0 カ店	1 8 カ店	1 1 カ店
出張所	2 カ店	0 カ店	0 カ店
合計	9 3 カ店	8 4 カ店	7 1 カ店

なお、このほかにニューヨーク駐在員事務所については、平成 1 0 年 6 月末に閉鎖しました。

遊休資産の処分

平成6年4月以降、社宅・旧店舗用地等の遊休不動産、ゴルフ会員権等の遊休資産の売却を進めてまいりました。

福利厚生諸制度の見直し

経費削減の観点から、福利厚生諸制度を見直し、各種手当の廃止、給食制度の廃止、保養所の廃止・売却、行内運動会・文化祭の中止、従業員預り金制度の廃止等の諸施策を実施しました。

業務及びシステムのアウトソーシング

業務の効率化を図るために、従来より、事務集中部門の関連会社へのアウトソーシングやメル便の地元3行共同化等により、経営のロ・コスト化を図ってまいりました。今後も、外為本部業務の富士銀行へのアウトソーシング等業務のスリム化・効率化を進めてまいります。

また、情報技術(I T)の急速な進展のなか、今後当行単独でのシステム開発・運用・保守は経費面、要員確保面から困難となることが予想されるため、現在、基幹系システムの共同化・アウトソーシングを行う方向で検討を進めております。基幹システムはもとより、ネットワーク、営業店システム、更にその他のサブシステムまで含めた総合的なシステム共同化を実現させることにより、人件費を含めシステム経費を削減し、 I T 投資に関するコスト競争力強化を図ります。

(図表3) リストラ計画

	11/3月末 実績	12/3月末 実績	12/9月末 見込み	13/3月末 計画	14/3月末 計画	15/3月末 計画
(役職員数)						
役員数 (人)	20	10	8	8	9	9
執行役員数 (人)	-	10	8	9	9	9
従業員数(注) (人)	1,902	1,660	1,579	1,497	1,448	1,430

(注)事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託・パート、派遣社員は除く。

(国内店舗)

国内本支店(注1) (店)	91	84	80	74	71	71
海外支店(注2) (店)	-	-	-	-	-	-
(参考)海外現地法人 (社)	-	-	-	-	-	-

(注1)出張所、代理店を除く

(注2)出張所、駐在員事務所を除く

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
--	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------

(人件費)

人件費(注) (百万円)	15,095	13,142	5,903	11,523	10,955	11,216
うち給与・報酬 (百万円)	13,411	10,477	4,290	8,303	7,651	8,118
平均給与月額 (千円)	390	408	411	408	401	398

(注)平成13年3月期以降、每期644百万円ずつ退職給付債務の処理を見込んでおります。

(役員報酬・賞与・退職慰労金)

役員報酬・賞与・退職慰労金 (百万円)	357	342	86	164	206	206
うち役員報酬(注1) (百万円)	298	210	86	164	179	179
役員賞与(注2) (百万円)	14	-	-	-	-	-
役員退職慰労金(注3) (百万円)	45	132	-	-	27	27

(注1)執行役員報酬を含んでおります。また、使用人兼務の場合、使用人部分を含んでおります。

(注2)使用人兼務の場合、使用人部分を含んでおります。

(注3)退職慰労金については、平成13年度以降、常務取締役1名、常任監査役1名他の退任を前提に算出しております。

(物件費)

物件費 (百万円)	11,051	11,775	5,999	11,829	11,806	11,677
うち機械化関連費用 (百万円)	3,051	3,345	1,558	3,342	3,429	3,326
除く機械化関連費用 (百万円)	8,000	8,430	4,441	8,487	8,377	8,351

(注)リース等を含む実質ベースで記入しております。

二．リスク管理力の強化

リスク管理力の強化			
	事業金融力の強化	不良債権回収の強化	リスク管理体制の強化
重点 施策	<ul style="list-style-type: none"> * 事業金融強化プログラムの実行 * 審査ラインの増強 * 稟議審査のスキルアップ * 権限体系の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> * 本部組織の見直し管理・回収体制の強化～明確な方針決定とプロセック * 担保評価・管理体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> * 事務管理の強化 * 市場リスク管理体制の整備 * ALM体制の整備 * リスク・モニタリング体制の整備
富士銀行との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> * 事業金融強化プログラムの実行ノウハウ・ツールの導入 * 人材招聘による審査能力と人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> * 不良債権管理・回収のノウハウ導入 * 安田信託銀行との提携による任売促進 	<ul style="list-style-type: none"> * 事務管理のノウハウ導入 * マーケット関連リスク管理、リスクモニタリングのノウハウ導入

(イ) 事業金融力の強化

多額の不良債権を発生させた反省から、また、当行の収益強化の柱である中小企業貸出、個人ローンの推進等を支えるためにも、信用リスク管理体制の再構築は、最大の経営課題の一つであります。

信用リスク管理体制を建て直す原点は、「与信業務の出発点は取引先の実態把握にある」との認識を全行員が再確認することにあります。

そのため、平成12年8月から事業金融力を強化するための人材育成と意識改革を図る全行運動（「事業金融強化プログラム」）を展開しております。

主な内容としては、

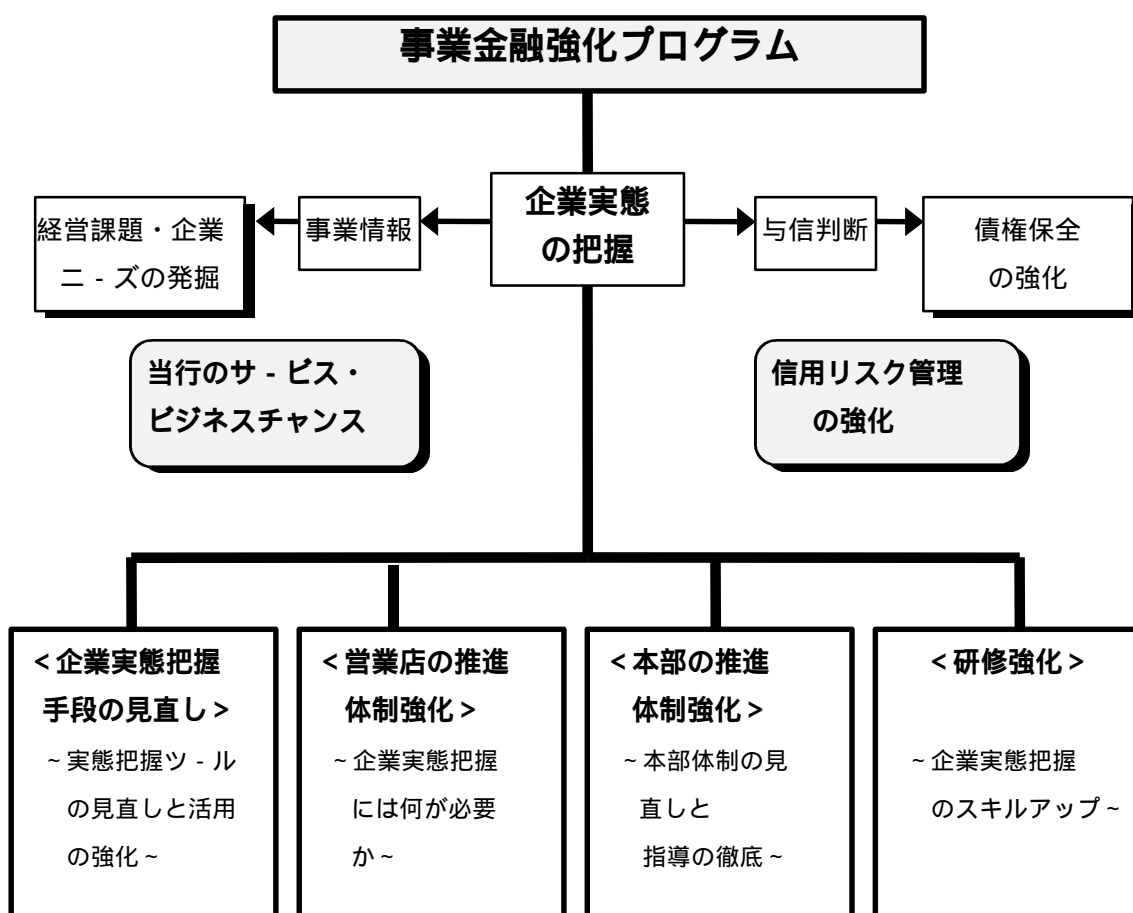
営業店行員の能力向上のための研修強化

本部営業店の体制強化

- ・ 稟議書等のツールの改定、各種規程の改定・整備等
- ・ 審査役の増員による審査ラインの増強

・審査役による営業店臨店指導、企業訪問の実施、等
であります。

このプログラムについては、富士銀行からの実行ノウハウ・ツールの導入を図り、また、人材招聘による審査能力の向上と人材育成を図ってまいります。



(口) 不良債権回収の強化

～ SB (Sound Banking = 不良債権処理を推進して健全な銀行を目指す) 体制の強化～

当行は多額の不良債権を抱えているにもかかわらず、不良債権回収のための施策が充分でなかったことから不良債権の処理が遅れ、これが更に経営体力を弱める結果となりました。これらの反省に基づき、今後不良債権の回収・削減を重要な経営課題として位置付け、不良債権の回収に取り組んでまいります。

回収体制～個社別対処方針の策定と不良債権回収計画に対するトレース会議

(SB会議)の新設

不良債権処理を経営の最重要課題として認識し、銀行全体としての取組み強化

を図り、意思決定・業務執行の迅速化を目的として、常務役員と審査関連部長で構成されるSB(Sound Banking)会議を平成12年6月に新設いたしました。

組織内の役割分担・責任体制の明確化

不良債権回収にあたる本部・営業店の役割分担と、責任体制を明確化し効率的な回収体制を構築いたします。

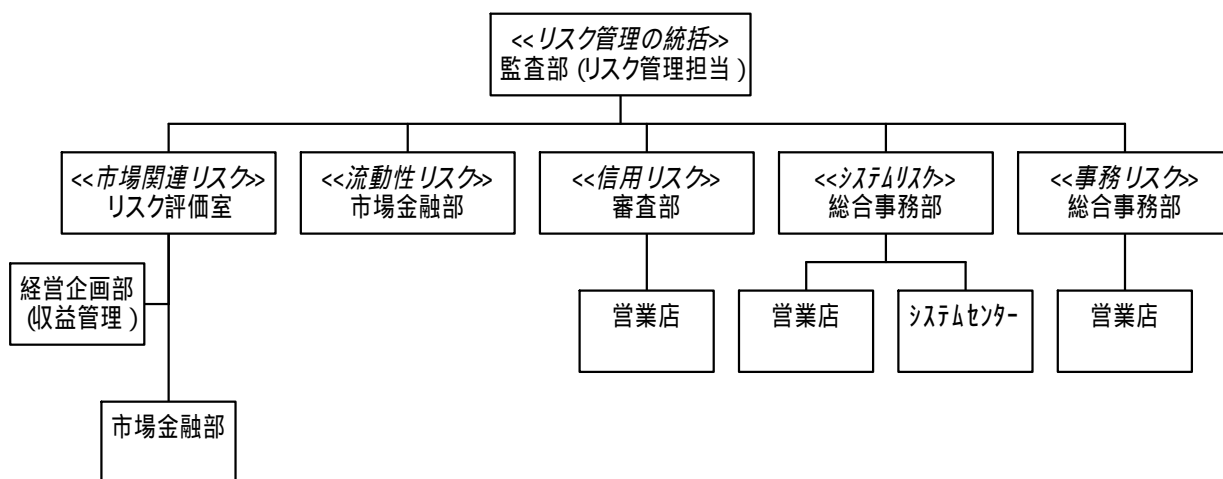
インフラの整備

富士銀行からのノウハウ導入により、データの集積・分析・活用するためのインフラの整備、管理・回収の工程管理手法を確立してまいります。

(八) リスク管理体制の強化

時価会計制度の導入、ゼロ金利政策解除による金融市場の変化の兆し等に対し、市場関連リスク管理体制の強化とそのリスクのモニタリング体制の確立、ALM体制の整備は、当行のこれからの経営の根幹に関わる重要な課題であります。

現行の市場関連リスク体制については、市場関連リスク管理統括部署が不明確である等の問題があり、この課題に対応するため、富士銀行の関係部からのアドバイスをえながら、リスク評価室を設置し、市場関連リスクのモニタリングノウハウを導入し、今後の金融環境の変化に対応してまいります。



ホ．組織風土の刷新

組織風土の刷新			
	人事の活性化	人材のレベルアップ	CSの向上
重点 施策	<ul style="list-style-type: none"> * 業績評価の人事体系と評価システムの確立 * 若手登用等による組織の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> * 融資に強い人材作り * 階層別研修体系の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> * CS NO. 1 運動の展開 * CS向上による地域・取引先の信頼回復
富士銀行との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> * 人事制度・運営のノウハウ導入 * インセンティブ付与のノウハウ導入 * 営業店実態把握のノウハウ導入 	<ul style="list-style-type: none"> * 研修体系再構築のノウハウ導入 * CDPのノウハウ導入 	<ul style="list-style-type: none"> * CS向上のノウハウ導入 * CSツ-ル、手法の導入

営業力強化・ロ-コスト経営の徹底により収益力の強化を図り、あわせてリスク管理力の強化により、経営の再構築を図ってまいります。これらを下支えするためにも組織風土の刷新が不可欠であります。

(イ) 行員の活性化施策

人員・人件費の削減を進めるなかにおいても、従来の年功型の人事制度を改革し、成果・能力主義による処遇に転換し、役職定年制の導入・役職登用年齢の引下げ等により、人事の若返り・若手登用による組織の活性化を進め、関連会社も含めた組織風土の刷新を図ってまいります。

人事の若返り・女性行員の登用

高齢化・役職者の男性偏重により人事が停滞している現状にあり、これを改善するために、人事の若返り・女性行員の登用を推進します。人事の若返り

の方策として、役職定年制（支店長級行員 55 才・次長級行員 54 才・支店長代理以下 53 才）の実施等により、役職登用年令の引下げを逐次実施します。女性行員の登用については、長期的な育成スタンスに立ち、営業店長への登用を目指します。

成果主義の人事評価制度

成果に応える人事評価として、平成 11 年に導入した目標による管理を主軸とした公正で透明性の高い新人事評価制度を実のあるものへ定着化させてまいります。

ポスト公募制

さらに行員のキャリア開発の希求に応えるために既に導入しているキャリアディベロップメント・プログラム（CDP）を定着化させ、配属に反映させてまいります。その一環として、支店長ポスト、プライベートバンキング室スタッフ等のポスト公募制を実施します。

（ロ）人材の育成

ロ - コスト経営と収益力の強化を支えるものは、人材のレベルアップによる生産性の向上であります。そのために、人材の育成に今まで以上に力を入れてまいります。

融資に強い人材育成

事業金融強化プログラムの一環として、融資に強い人材育成を図ります。融資集合研修の強化、営業店における個社別検討会の実施、審査役による木目細かな指導等による OJT の強化、自己啓発促進の強化を推進し、取引先企業の実態把握能力を向上させます。

階層別研修体系の見直し

新入行員研修から支店長研修に至る階層別研修を見直し、組織風土の刷新と組織力の強化に努めます。具体的には各階層の役割・課題を再構築し、それにマッチした研修内容に改め、タイムリーな実施により研修効果の極大化を目指します。

（ハ）CS（お客さま満足度）の向上

自己資本の充実と収益力の強化により、ゆるぎなき経営基盤の確立に向けて努力するとともに、地域のお客さまに信頼され、支持される銀行であり続けることは、ちば興銀再生の両輪であると認識しております。

良質なサービス・情報の提供、堅確で丁寧な事務処理体制、スピーディな対応・結論等、お客さまのCS（お客さま満足度）向上のために、外部からの覆面CSチェックも導入しながら、各期毎に「テーマ」を決めて、CSナンバー1運動を展開してまいります。

へ．子会社・関連会社の収益等の動向

(イ) 子会社・関連会社設立の目的と管理の状況

設立の目的

多様化する顧客ニーズに応え、総合的金融サービスを提供することにより、千葉興業銀行グループとしての総合力を高めることを目的に設立しました。

また、連結子会社へ銀行業務の付随的・補完的業務を分離し、業務の専門性を高め、効率化と事務処理の堅確化を図ることを目的としております。

管理の状況

連結子会社の管理については、統括部署として関連事業室を設け、グループ全体での経営、リスク管理、人事、経理に関する重要事項について本部の各業務担当部署と連携・協議・調整しながら実施しています。

(ロ) 子会社・連結会社の収益の動向

当行は平成11年3月期の決算から連結対象子会社を含めた連結決算を行い、連結ベースでの収益管理、各種のリスク管理を行っています。

今後につきましては、当行グループ全体の財務内容の強化を図るため、各社の業務の見直しとリスク管理の強化を図り、コスト削減と業務の効率化を推進してまいります。

ちば興銀ファイナンス(株)は、平成14年3月期に支援を終了し、貸付金を本体に移管したうえで、平成15年3月期に任意清算の予定であります。千葉総合リース(株)については、本体支援を平成14年3月期に終了し、営業貸付金を本体に移管のうえ、本業のリース・割賦部門に特化することで収益を確保し、自力経営可能な体制といたします。

住宅ローンの保証業務を行っている千葉保証サービス(株)に対する支援は平成14年3月期に終了し、平成15年3月期にはカード業務を主力とするちば興銀ユシカード(株)と統合予定であり、銀行本体の業務補完に徹してまいります。また、保証会社としてのリスク管理および採算管理の適正化を図ってまいります。なお、両社とも平成12年下期に増資を予定しております。

当行は情報技術(IT)関連について、基幹系システム共同化・アウトソーシングへの参加を検討しており、その進捗にあわせ、当行システム部門への人材派遣・業務委託を中心に業務を行っているちば興銀コンピュータソフト(株)の発展的な解消も検討してまいります。

(図表4)子会社・関連会社一覧<12年3月末現在>

(単位:百万円)

会社名	設立年月	代表者	主な業務	直近決算	総資産	借入金	内申請金融機関分(注1)	資本勘定	内申請金融機関出資分	経常利益	当期利益
千葉総合リース(株)	S57年12月	中村 嘉秀	リース業務 金銭貸付業務	12年3月	15,863	15,060	9,212	86	4	993	32
ちば興銀ユーシーカード(株)	S58年2月	吉野 貞良	クレジットカード業務 信用保証業務	12年3月	3,621	2,934	2,934	296	1	454	455
ちば興銀ビジネスサービス(株)	S61年1月	鈴木 亮一	主に当行に係る事務受託業務	12年3月	92	0	0	58	10	15	9
ちば興銀ファイナンス(株)	S63年7月	松丸 秀邦	抵当証券業務 金銭貸付業務	12年3月	19,080	16,702	6,838	221	10	6,085	6
ちば興銀コンピュータソフト(株)	H3年7月	佐藤 裕也	システム開発 計算受託業務	12年3月	52	0	0	34	1	9	3

(注1) 借入金のうち、申請金融機関分は保証を含んでおります。

(注2) 上記各社の当行出資比率は、次のとおりです。

千葉保証サービス(株)	47.0%	子法人等
千葉総合リース(株)	5.0%	子法人等
ちば興銀ユーシーカード(株)	5.0%	子法人等
ちば興銀ビジネスサービス(株)	100.0%	子会社
ちば興銀ファイナンス(株)	5.0%	子法人等
ちば興銀コンピュータソフト(株)	5.0%	子法人等

上記6社は、全て連結上の子会社および実質子会社です。

ト．管理会計の確立とその活用の方策

A L M・収益管理制度、審査体制・自己査定レベルアップ等につきましては、富士銀行からの人材の招聘・ノウハウの導入等により、リスク管理等の精度向上に努めてまいります。

(イ) 収益管理

現在の収益管理体制は、当行全体での収益管理である総合予算制度と、営業店における収益管理の2本立の管理体制となっています。

総合予算制度

当行では毎期末了月(3月・9月)において戦略プランを基本とした翌期の資金計画、収益計画、自己資本比率等を策定すると共に、翌期初(5月・11月)において前期の決算状況、各計数の状況を踏まえた各項目の修正を行い、当行全体に係る予算としての総合予算を策定しております。総合予算では期次、月次の予算を策定しており、さらに期中においては毎月A L M委員会にて当月実績との比較、向う3ヵ月の収益予想を立てることにより収益状況のモニタリング、フォローアップを実施しております。

営業店新収益管理

平成11年10月より、営業店収益管理の強化を目的として、新収益管理システム[本支店勘定レート方式から個別スプレッド方式への変更]を導入し、現在その定着を図っております。

この新収益管理システムでは、個々の取引における損益を確定させることにより営業店の金利変動リスクを排除し、期間比較を明確にするとともに営業店活動をより正当に評価することが可能となりました。さらに、新収益管理上の営業店収益額を日次ベースで還元することにより、リアルタイムに近い収益状況の把握と成果に対するフィードバックを行い、収益向上へのマインドを徹底させることができます。

(ロ) A L M

経営として許容されるべき限定されたリスク量のもとで、極大収益を獲得する為に、資産および負債を総合的に管理することを目的として、A L M委員会を設置しております。

A L M委員会

取締役を委員長とし、経営企画、市場金融、営業統括、審査、監査の各担当部の部長を委員として、月一回の定例A L M委員会を中心に、必要に応じ随時

開催しております。

会議の内容としては、次に掲げる事項に関わる担当部からの重要な情報に対し検討を加え、対策・施策を立案し、経営会議等に付議するとともに、毎月取締役会に報告しております。

- a．経済・金融環境及び金利の予測
- b．総合予算をベースとした資金利益を主とする収益達成状況のチェック
- c．営業店新収益管理における仕切りレート運用方針
- d．金利リスク・流動性リスクの状況把握とコントロール
- e．その他リスクテイクと収益に関する政策提言 等

資金・金利会議

「ALM委員会」の下部組織としての位置づけで、資金・金利会議を設けております。

同会議は、経営企画（ALM事務局）、市場金融、営業統括、審査各担当部の実務担当者により原則として毎週末に開催されており、市場環境に基づき自由金利預金の基準金利を決定すると共に、資金繰りの現状と、向う一ヵ月程度の見通しの把握を行い、流動性リスク対策の一環としております。

(八) 行内格付

現状

当行の信用格付制度は、貸出先の信用状態や取引状況を財務面、経営面、取引面から客観的かつ統一的尺度により格付評価を行い、企業内容の優劣を明確化することにより貸出リスクの回避や、付利基準を明確化するために平成5年に導入いたしました。

その後数度の見直しを加え、平成11年11月に従来のを全面改訂しました。

主な特徴は、

- a．9段階の格付となっており低格付先は自己査定 of 債務者区分とリンクしております。
- b．財務面を重視した評価となっております。
- c．年1回債務者の決算後見直しを行っていますが、信用状況の悪化があった場合は、直ちに格下げする仕組みとなっております。

今後の方向性

- a．ポートフォリオ管理

貸出資産の健全性・収益性の向上を図るため、引き続きポートフォリオ管理を行い、それぞれのリスク分析に基づいて与信集中の分散（業種偏重・大

偏重等のリスク管理)と信限度額の設定、最適な資産配分等の諸施策を展開してまいります。

b．貸出金利水準の適正化

銀行収益の大半を占める貸出金利収益について、当行ではリスクに見合った収益確保の観点から、信用格付別の貸出金利体系を設定しており、現在の取引条件と格付別金利体系の格差を縮小させることで収益力の改善を図ってまいります。

c．格付審査体制の強化

審査体制を強化するために、審査役のもとに副審査役を新たに配置し、よりきめ細かい分析を行い格付の精度を高めてまいります。

(二) ローングレーディング

ローングレーディングについては、現在対応できておりませんが、信用リスク管理上今後の重要な課題として認識し、検討してまいります。

3. 責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

イ. 当行の経営理念(平成3年制定)

当行が企業活動の選択の判断や方向づけを行う際に、その最も基本的なよりどころとして、また、その活動をしていく上での基本的価値観を示したものが「企業理念」であり、「存在意義」「経営姿勢」「行動規範」から構成されています。

千葉県を地盤とする当行の基本姿勢を明確にし、地域とともに、地域のお客さまのために歩んでいくよう、役職員全員で努めてまいります。

(企業理念)

【存在意義】

地域とともに

私たちは、地域とともに歩む銀行として、人々の幸せを求めて、豊かなふるさとづくりに努めます。

【経営姿勢】

お客さまのために

私たちは、積極的にお客様のニーズに応え、創造性を発揮し、より質の高いサービスの提供に努めます。

【行動規範】

「親切」の心で

私たちは、心のふれあいを大切にし、自己を磨き、親切ナンバーワンをめざします。

ロ. コンプライアンス体制の構築・整備

当行では、企業理念等を踏まえ、企業倫理の確立と法令の遵守を基本方針として、全行を挙げて取り組んでおります。

また、金融機関の社会的使命と業務の社会性・公共性から、コンプライアンス体制の充実が銀行経営にとって重要であるとの認識から、平成10年1月に本部に法務担当者を配置し、コンプライアンス体制の構築と充実に努めております。

現在までのコンプライアンスに関する主な実施施策は以下の通りであります。

行員行動規範の制定(平成7年9月)

コンプライアンス体制の整備(コンプライアンス責任者の設置)

(平成10年4月)

コンプライアンスマニュアルの発行(平成10年4月)

コンプライアンス定期点検制度の導入（半期毎に定期点検）

（平成10年5月）

行員行動規範細則集の制定（平成10年9月）

コンプライアンスプログラム（改善計画）の策定（平成11年5月）

当行では、以上のようにコンプライアンス体制の構築に努めてまいりましたが、今後とも引き続きコンプライアンス体制の見直しを行い、強化し、意識の周知徹底を図ってまいります。

（2）経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

イ．経営の意思決定プロセス

当行では、取締役会を業務運営の最高意思決定機関としており、平成11年6月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督と業務執行の分離を図り、変化に対応する迅速な意思決定が行われる体制としました。

（イ）取締役会

取締役会は、各種の法令・当行の定款、取締役会規程に基づき、経営の意思決定・方針および業務の執行の決定・監督を行っております。原則、月2回開催しております。

（ロ）経営会議

平成11年9月に常務役員で構成し業務執行の決定を行っていた常務会を廃止し、常務役員のほかに、新たに案件を担当する執行役員および部長等を構成員に加えた経営会議を新設し、原則週1回、業務執行の重要な具体的方針施策等を協議・決定しております。

ロ．相互牽制体制と監査機能の充実・強化

監査の独立性と機能の充実・強化を図るため、以下の施策を実施してまいります。

（イ）内部監査機能の強化

- ・ 監査部の頭取直轄（平成11年12月以降）
- ・ 監査部の業務監査機能付与

事務リスクチェック主体の内部検査に加え、制度の定着、規定・規則等の遵守状況をチェックする業務監査実施の必要性から、監査部に業務監査専任者を平成12年6月に配置し、本部の遵守状況を検証してまいります。

（ロ）外部監査機能の強化

自己査定、内部統制、リスク管理、システムリスク等についての外部監査機能の強化を図るため、平成12年度より監査法人太田昭和センチュリ - に監査業務を委託することとし、新監査法人からの幅広い情報提供と質の高い監査により、外部監査の強化を図ります。

(八) 監査役の機能強化

監査役監査は、会計監査と業務監査に大別されますが、業務執行状況等の監査において、経営の健全性・妥当性の監査の充実にも努めます。

(3) 自主的・積極的ディスクロジャ -

経営情報の公正な開示による透明な経営は、銀行経営にとって不可欠なものであり、銀行経営を自ら律するとともに、株主・お取引先・投資家等の信頼と支持を得るための基本的姿勢であると認識しております。

当行では、経営情報の公正な開示のために以下のような方策を講じており、今後も自主的かつ積極的なディスクロ - ジャ - を進めてまいります。

イ . 不良債権関連情報の積極的な開示

平成10年3月期において、従来からの全国銀行協会統一基準に基づく開示のほか、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」についても自主的に開示を行いました。

また、平成11年3月期からは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下、金融再生法という)に基づき、平成11年9月期からの開示が義務づけられた「新開示基準」による資産査定の結果についても自主的に開示しました。

ロ . ディスクロージャー誌の充実

ディスクロージャー誌については当行の経営姿勢や決算内容等の経営情報をわかりやすく伝えることを心がけ、具体的にはコンプライアンス体制、リスク管理体制のほか、金融再生法による開示債権額等についても掲載しております。

平成11年12月の頭取交代を機に、ミニディスクロ - ジャ - 誌(決算短信要約版)を発行しました。今後ともお客様への説明資料として発行してまいります。

また、例年下半期には、中間期(9月期)の決算概要を主体とした株主向けのコミュニケーション誌として「IR誌」を発行しております。

ハ . インターネットによる情報開示の実施

情報社会に対応し、広く当行を理解していただくために、平成11年5月にホームページを開設し当行の沿革、決算情報、商品・サービス案内、リクル - ト情報、地域貢献活動等の情報を掲載しております。その内容を定期的に見直し、常に最新の情報を提供するように心掛けております。

ニ . 今後の対応

当行では平成10年7月に広報憲章を制定し、行員の十分な理解を図りながら積極的な情報開示に努めてまいりましたが、今後とも引き続き当行経営実態に関

する情報の提供を中心に積極的な情報開示を行っていくとともに、IR活動などの新たな情報開示手法の導入も検討してまいります。

(4) 従来の経営責任についての考え方

イ. 不良債権の発生と当行における問題点

(イ) 昭和60年代から平成元年頃の当行の貸出姿勢と不良債権の発生

当行は、バブル景気の中、昭和60年代から平成元年にかけて、地元競合行へのキャッチアップを意識した経営戦略をとり、預貸金のポリュ-ム拡大路線に傾斜しました。貸出面においては、めざましい千葉県内の開発にあわせて、特に資金需要の旺盛な不動産・建設業に対する貸出を中心に貸出金は急激に増加しました。

その後バブル経済が崩壊し、地価や株価の大幅な下落、企業業績の悪化や個人消費の低迷による長期にわたる景気の後退に見舞われ、多額の不良債権の発生を招く結果となりました。

また、このような経営危機に対する抜本的な経営戦略の転換に手間取り、不良債権処理・リストラの本格化の遅れを招きました。

こうした多額の不良債権の発生について、営業推進への傾斜、営業推進と審査機能の統合により相互牽制機能が発揮されない組織となったこと、大口先に対する与信の集中、担保に依存し、与信先の分析が不十分であったこと等を厳粛に受け止め、対応策として営業推進と審査機能の分離による相互牽制機能の確保、「大口融資ガイドライン」の見直しと特定先への与信集中の排除、格付制度の導入による与信先の分析・評価の徹底などの再発防止策を講じております。

また、貸出ポ-トフォリオの運営、営業店融資体制・本部審査体制の強化等について、富士銀行のリスク管理のノウハウを吸収・活用してまいります。

(ロ) 赤字決算について

当行は、資産内容の健全化を図り不良債権問題の早期処理を図るべく、自己査定に基づく、償却・引当を実施した結果、平成10年3月期、平成11年3月期と2期にわたり赤字決算となりました。更に平成12年3月期においても金融監督庁検査の結果も踏まえ、関連会社を含め更なる償却・引当を実施した結果、3期連続の赤字決算のやむなきにいたりました。また、平成10年度以降配当を行っておりません。

ロ. 経営責任の考え方

多額の不良債権が発生した問題に対し、役員賞与は平成5年から減額措置を講じ、平成8年から全額カット、役員報酬は平成8年度からの据置きに加え平成

10年7月から減俸実施、平成11年1月、同5月と減俸率(25%~50%)を強化しております。

また、役員退職慰労金につきましても、平成8年6月から30%、平成11年6月から50%カットの減額支給となっております。

平成11年9月の増資が終了したのを機に、新たな出発を図るため、平成11年12月に頭取の交代と富士銀行からの新たな経営陣の招聘を行いました。

平成11年度についても、大幅な引当償却増加により業績の下方修正の見込みとなったことを受けて、取締役会長(前頭取)、取締役顧問(前副頭取)は平成12年4月末で辞任いたしました。また、平成12年6月の定時株主総会において、早期是正措置の発動をお受けするに至った業績の悪化、3期連続赤字の責任を明確にするために取締役3名、常任監査役1名が辞任し、関連会社の人事の刷新も行いました。また、辞任した全員の役員退職慰労金については、見送りいたしました。

八. 今後の経営のあり方について

過去の当行の管理体制が不十分であったことにより、多額の不良債権の発生を招来し、経営危機に至った認識を役職員全員で共有化し、個々の問題点を踏まえ、今後とも再発防止策の徹底と、経営の合理化、効率化に取り組んでまいります。

具体的には、「経営の健全化のための計画」および「再生への戦略プラン FOR NEXTAGE 50」の基本方針に従い、あわせて富士銀行からの人材招聘・ノウハウ吸収により組織風土を刷新し、地域とともに歩む銀行としてお客様の信頼を得るために、役職員一同懸命に努力する所存であります。

4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

(1) 資本注入前の資本政策

イ. 基本的考え方

平成9年度、10年度に不良債権処理により2期連続の赤字決算となり、自己資本が減少したのに伴い、営業経費の削減等の経営の合理化・効率化と収益力の強化を一層推進してまいりました。

また、平成11年9月には、地元の企業やお取引先を中心に、普通株式・優先株式による第三者割当増資を351億円実施し、平成11年9月末の自己資本比率は、6.23%へと改善いたしました。しかし、平成11年度下期において多額の償却・引当を行ったことから、平成12年3月末の自己資本比率は0.45%にまで低下しました。

平成12年度において、富士銀行他2社に対し、約280億円の第三者割当増資を行い資本の充実を図り、自己資本比率は4%台に回復いたしました。

ロ. 資本の減少について

当行の自己資本の状況等から考えて、繰越損失を一掃するために、平成12年8月11日の臨時株主総会において資本の減少の決議を行いました。銀行法上の認可等の所定の手続きをへて、平成12年9月に発行済株式の資本組入額の減少を行う予定であります。

ハ. 配当、役員報酬・同賞与についての考え方

配当につきましては、従来より安定配当を基本方針とし、年間10%の配当を実施してまいりましたが、不良債権処理による赤字決算のため、平成10年度以降配当を行っておらず、株主の皆様にも多大のご負担をおかけしております。

また、役員報酬については、従来より大幅なカットを行っており、役員賞与については、平成8年度以降支給しておりません。

(2) 資本注入後の資本政策

イ. 基本的な考え方

公的資金による自己資本の強化が図られた後は、自己資本比率8%以上を維持し内部留保の蓄積に努めます。

ロ. 配当、役員報酬・同賞与についての考え方

配当については、今般公的資金申請に至った状況、返済原資との関係から平成12年度については無配といたしますが、株主および地域の皆様のご期待に

お応えするため、平成13年度以降は復配にむけて業績の向上、収益力の一層の強化に努めてまいります。

また、役員報酬・賞与については、業績の改善・内部留保の充実のため、報酬については引き続き抑制するとともに、賞与については支給いたしません。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

(1) 基本的な取組姿勢

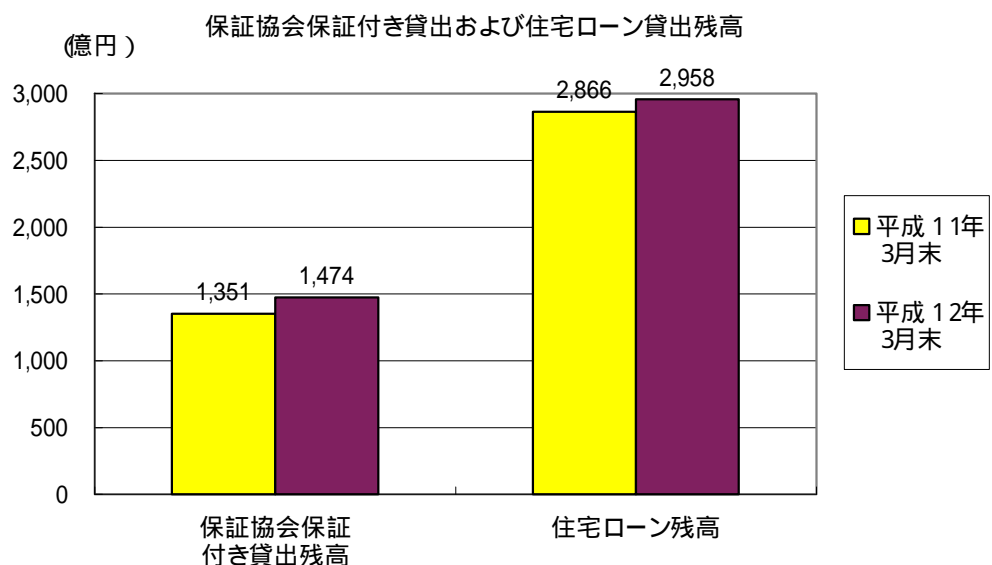
当行は、企業理念のひとつとして「地域とともに」を掲げ、地域の中小企業・個人事業主および個人のお客様の資金ニーズに応え、円滑な資金供給につとめることが、地域金融機関の最大の責務であると考えております。

これらのお客様への安定した資金供給の体制を強化するとともに、新商品の開発等のサービス向上に努め、地域経済の発展に貢献してまいります。

(2) 今までの取組み

平成12年3月末の貸出残高は、1兆4,150億円となり、景気低迷による資金ニーズの冷え込みに加え、積極的な不良債権の回収・オフバランス化ならびに部分直接償却等の実施により、平成11年3月末比1,625億円の減少となりました。一方、重点分野について積極的に推進した結果、中小企業向けの信用保証協会保証付き貸出残高は平成11年3月末比123億円増加、同じく住宅ローン残高も91億円増加し、堅調に推移いたしました。

中小企業および個人貸出比率も、87.84%と平成11年9月末比4.16%上昇しており、今後とも中小企業・個人向け貸出を増強してまいります。



(3) 円滑な資金供給のための今後の方策

千葉県地域金融機関として、今後とも地域経済の発展に寄与すべく、中小企業・個人向け貸出を中心として、お客様の資金ニーズにスピーディに対応する一方、不良債権の回収、大口融資先の見直し等も進めてまいります。

イ．中小企業・個人事業主向け資金供給

(イ) エリア営業体制の導入

「エリア営業体制」の導入により、各地域のマーケット特性にあった営業推進を図ることで、地域金融機関ならではのきめ細やかな金融サービスの提供を行い、地元中小企業・個人事業主のお客様の資金ニーズに積極的に対応してまいります。

(ロ) 法人新規担当部長の配置

各エリアに法人取引新規開拓に特化した法人担当部長を配置して、新たなお取引先の拡大を図ります。

(ハ) コンサルティング機能の強化

プライベートバンキング室によるコンサルティング機能および富士銀行との連携により、新規上場、ベンチャーキャピタル、起債ニーズ等にお応えする総合金融力、情報提供力を強化し、県内中小企業の支援・育成に努めます。

(ニ) 融資渉外体制の強化

中小企業向け貸出の増強に向け、融資渉外体制を強化し、資金ニーズの発掘・吸収に努めるとともに、「事業金融強化プログラム」導入により法人向け融資スキルアップを図り様々な資金ニーズに対応いたします。

ロ．個人向け資金供給

(イ) 住宅ローンセンターの設置

住宅ローン拡充のため、千葉地区、津田沼地区に住宅ローンセンターを設置、相談・受付業務と、住宅販売業者へのアプローチを強化します。なお今後も各エリアに1ヵ所程度の設置を予定しております。

(ロ) 資産家層に対する資金供給

プライベートバンキング室を中心とした資産有効活用等の相談業務により、多様な資金調達ニーズに対応し、各種ローンの販売強化を図ります。

(ハ) 消費者ローン推進

カードローン、教育ローン等のローン商品を使用目的別に整理・再編し、お客様のニーズに応えるとともに、新商品についても積極的に開発・販売してまいります。また「消費者ローン自動審査システム」(パーソナルローンシステム)の導入による審査決裁の効率化とスピード化で利便性向上を図り、消費者ローン増強に努めます。

(図表5)貸出金の推移
(残高)

(億円)

	12/3月末		12/9月末 見込み (B)	13/3月末 計画 (C)
	実績 (A)	未平比率		
国内貸出	14,150	91.85	14,089	14,221
中小企業向け貸出(注1)	9,194	-	9,028	9,047
個人向け(事業用資金を除く)	3,236	-	3,295	3,385
その他	1,720	-	1,765	1,788
海外貸出(注2)	-	-	-	-
合計	14,150	91.85	14,089	14,221

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

	12/3月末 実績 (A)	12/9月末 見込み (B)+(D)	13/3月末 計画 (C)+(D)+(E)
国内貸出	14,150	14,303	14,449
中小企業向け貸出(注1)	9,194	9,231	9,264

(注1) 中小企業向け貸出とは、資本金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は50百万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指す。

(注2) 当該期の期末レートで換算。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円 ()内は内中小企業向け)

	12/上期中 見込み (D)	12/下期中 計画 (E)
貸出金償却	6 (6)	6 (6)
CCPC向け債権売却額	-	-
債権流動化(注1)	1 (1)	2 (2)
会計上の変更(注2)	195 (183)	-
協定銀行等への資産売却額(注3)	0 (0)	-
その他不良債権処理関連	10 (10)	5 (5)
計	214 (203)	14 (14)

(注1) 一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注2) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注3) 金融機関の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

6. 株式等の発行等に係る株式等および借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

イ. 基本的な考え方

今回申請いたします公的資金については、消却、償還等のための財源を確保するように内部留保の蓄積に努めてまいります。

ロ. 公的資金以外の資本調達分に対する考え方

(イ) 劣後特約付金銭消費貸借による借入

平成12年3月末で328億円ある生損保からの劣後ロ-ンについては、公的資金導入後は、収益力の強化・内部留保の充実により、期限到来にあわせて随時減少させてまいります。

(ロ) 優先株式

平成11年9月の第三者割当増資に際し、株式会社富士銀行に対して発行額50億円(転換型優先株式=1株発行価額4,000円、発行株式数125万株)、優先配当として1株(4,000円)当り100円(配当率2.5%)の条件で発行しております。また、平成12年8月に株式会社富士銀行に対して発行額200億円(社債型優先株式=1株発行価額4,000円、発行株式数500万株)、優先配当として1株(4,000円)当り104円(配当率2.6%)の条件で発行しております。

これらにつきましては、現時点では具体的な消却計画はございません。

八. 公的資金に対する考え方

(イ) 優先株式

今回申請いたします優先株式による調達600億25百万円については、平成12年度以降利益の積み上げを図り、内部留保の蓄積に努めてまいります。

(2) 収益見通し

イ. 今後3年間の収益見通し

(イ) 前提条件

経済環境：企業業績の回復等により緩やかな景気回復軌道をたどる。

預貸金：上記の景況見通しにより緩やかに増加する。

金利：平成13年度以降緩やかな上昇過程に入る。

(単位：％・円)

		平成12年6月末	平成12年度	平成13年度	平成14年度
金利	無担コ-ルO/N	0.03	0.25	0.50	0.75
	10年国債	1.71	1.70~ 2.00	2.20~ 2.50	2.70~ 3.00
日経平均株価		17,400	17,400	17,400	17,400
為替相場(円/ドル)		105	105	105	105

(ロ) 業務純益等の見通し

(単位：億円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
正味業務純益	154	180	192
経常利益	24	54	100

(ハ) 剰余金の見込み

(単位：億円)

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
剰余金	13	28	93	128	179	234
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
剰余金	291	356	423	493	567	644
年度	平成24年度	平成25年度				
剰余金	723	807				

7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

リスクの種類	リスク管理部署	現在の管理体制
信用リスク	審査部 審査管理部 監査部 市場金融部	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクの統合管理 ・客観的な企業判定基準（格付基準）の策定とそれに基づくポ・トフォリオ管理 ・自己査定 ・延滞貸出金等の不良債権の管理・回収 ・特定の業種、グループに対する与信の集中防止 ・市場部門の信用リスクの統合管理
金利リスク	リスク評価室 経営企画部 市場金融部	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債、オン・オフの一体管理 ・リスクの定量把握 ・リスクのコントロール ・A L M検討結果の業務運営への反映
カントリー・リスク	市場金融部	<ul style="list-style-type: none"> ・ランキング（R & I 又は I・I 社）30 位以内を投資対象とし運用。
マ・ケットリスク	リスク評価室 市場金融部	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング部門と他の組織の分離 ・オン・オフ一体管理、ロスカットルールの設定管理 ・ポジションの時価、マーケットリスクの把握
流動性リスク	リスク評価室 市場金融部 経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨・外貨資金繰りの統合管理 ・資金ポジションの把握、ポジション予測、コントロール ・調達能力の把握 ・流動性危機時の対応整備
オペレ・シヨナル リスク	総合事務部 監査部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務取扱規程、要綱に沿った適切な管理 ・営業店に対する事務指導の実施及び内部検査の実施 ・事故防止特別委員会等による事務リスク削減の検討

リスクの種類	リスク 管理部署	現在の管理体制
E D P リスク	総合事務部 経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務取扱規程、要綱に沿った適切な管理 ・システム管理規程の策定と規程に沿った適切な管理 ・防犯対策、防災対策、バックアップ対策の整備 ・障害体制（コンティンジェンシープラン）の整備 ・内部利用対策、委託先管理、対顧客接続サービス対策、コンピュータウィルス対策の整備
法務リスク	監査部 人事総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス体制の確立と組織への浸透 ・コンプライアンスプログラムの策定と実施 ・コンプライアンス点検制度によるチェック
レピュテ - ショナル リスク	経営企画部 総合事務部 営業統括部	<ul style="list-style-type: none"> ・I R、行内外広報（ディスクロージャーを含む）活動の実施 ・苦情受付・対応 ・顧客満足度の向上に係る施策の策定と推進

監査部を中心として各種リスク管理の強化、行内牽制機能の強化等を図ってまいります。

< 監査部の役割 >

- ・行内検査（関連会社を含む）・コンプライアンスに関する事項
- ・各種リスク管理の取りまとめ・資産査定監査

(2) 資産運用に係る基本方針及び決裁権限の状況

イ．資産運用の基本方針

資産運用につきましては、中期経営計画において、中長期の調達・運用方針を決定し、その方針に基づき、半期毎の貸出・有価証券運用等の運営方針・運用額等を経営会議において決定し、総合予算として運営・管理しております。

ロ．貸出運用について

(イ) 貸出運用の基本方針

融資の基本原則である安全性、収益性、成長性、流動性、公共性に則り、当行では、融資業務を行うための指針として「与信業務の規範」を定めておりま

す。さらに融資業務に係る取扱については「事務取扱要綱」（融資編）に明記し、融資業務の遂行にあっております。

また大口信用供与規制とは別に、当行独自に格付、企業規模、担保に応じた融資限度額を「融資ガイドライン」として定め、特定先への与信集中の防止を図っております。

（ロ）貸出案件の決裁権限

本部の決裁権限

貸出については、「本部決裁権限規程」において決裁権限を定めており、その規程に基づき、審査担当部署において案件の審査を行っております。なお、本部決裁権限については、個社別の信用リスク及び案件の重要度合いに応じ、貸出審査会による合議のほか、決裁者毎（担当役員、所管部長、審査役）の権限を定めております。

営業店長の決裁権限

営業店長の決裁権限は、「店長貸出専決権限」に基づき運用しており、信用リスクを勘案して営業店ランクに応じて決裁権限を定めております。

八．有価証券運用について

有価証券運用につきましては、市場金融部において中期経営計画に基づき期毎の運用方針・計画を策定し、経営会議において決定しております。また、毎月のALM委員会において、運用実績・金利見通し等を報告し、資金繰り状況等も勘案したうえで運用のフォロー・アップを行い、運用方針に変更が必要となった場合は、その決定をしております。

（３）資産内容

イ．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第３条第２項の措置後の財務内容

早期健全化法第３条第２項の措置後の財務内容および引当方針等は、次頁の図のとおりです。

平成１１年９月末より、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて査定した資産を、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、および「正常債権」に区分し、公表しております。

各開示債権の定義は以下の通りであります。

(イ) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権であり、自己査定で破綻先および実質破綻先債務者に対する債権に相当します。

(ロ) 危険債権

債務者が経営破綻状態には陥っていないが、財政状況および経営状況が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取が出来ない可能性の高い債権をいい、自己査定で破綻懸念先債務者に対する債権に相当します。

(ハ) 要管理債権

3ヶ月以上の延滞債権および貸出条件緩和債権のうち自己査定で要注意先債務者に対する債権に相当します。

(ニ) 正常債権

債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分に該当しない債権をいいます。

ロ. 銀行法21条に基づく開示

銀行法21条に基づくリスク管理債権の平成9年度、10年度および11年度の実績は以下のとおりであります。

[リスク管理債権額と保全状況の実績]

(単位：億円)

区分	10年3月末実績	11年3月末実績	12年3月末実績
破綻先債権(A)	323	449	124
延滞債権(B)	604	750	1,556
3ヵ月以上延滞債権(C)	108	110	13
貸出条件緩和債権(D)	309	695	494
合計(E) = A + B + C + D	1,346	2,005	2,188
比率 = (E) ÷ 総貸出	8.31%	12.71%	15.46%
個別貸倒引当金(F)	502	956	540
引当率(F) ÷ (E)	37.34%	47.68%	24.68%
貸倒引当金合計(G)	539	1,025	691
引当率(G) ÷ (E)	40.06%	51.12%	31.58%

当行では、未収利息の資産計上基準を、金融検査マニュアルおよび全国銀行協会の銀行業における決算経理要領等に基づき、従来の税法基準から自己査定の債務者区分による計上方法に変更いたしました。この結果、自己査定の債務者区分が「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」である債務者向けの貸出金であ

れば、延滞の有無に係らず、未収利息は資産に計上しないため「破綻先債権」又は「延滞債権」のいずれかに区分されることとなります。

平成12年3月末の「延滞債権」の残高が増加しております主要因は、この基準変更によるものです。

(図表6)法第3条第2項の措置後の財務内容

	11/3月末 実績 (億円)	12/3月末 実績 (億円)	12/9月末 見込み (億円)	保全部分を除いた分の引当方針 および具体的な目標計数
破綻更生債権及び これらに準じる債権	1,408	842	725	破綻先、実質破綻先の、分類の全額を貸倒償却または個別貸倒引当金として計上する。
危険債権	581	850	819	破綻懸念先の分類額に3年分の予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金に計上する。
要管理債権	355	657	736	債権額全体に、要管理先の3年分の予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金に計上する。
正常債権	14,561	12,797	12,769	要管理先を除く(要注意先の債権額全体に、要注意先の1年分の予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金に計上する。 正常先の債権額全体に、正常先の1年分の予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金に計上する。

引当金の状況

	11/3月末 実績 (億円)	12/3月末 実績 (億円)	12/9月末 見込み (億円)
一般貸倒引当金	68	150	131
個別貸倒引当金	956	540	350
特定海外債権引当勘定	-	-	-
貸倒引当金計	1,025	691	481
債権売却損失引当金	34	94	99
特定債務者支援引当金	-	20	21
小計	1,059	805	602
特別留保金	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,059	805	602

(4) 償却・引当方針

イ．従来の償却・引当方針

(イ) 基本方針

当行の保有する資産について個別に自己査定を行い、その結果として予想される損失額を金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、金融再生委員会が定めるところによる他、日本公認会計士協会の実務指針、商法及び企業会計原則、および監査法人との協議等に従って、信用リスクに応じた十分な水準で償却・引当を行うことにより、資産の健全性を保持することとしております。

(ロ) 体制について

算定の責任部署

・貸出金及び貸出金に準ずる債権

一般貸倒引当金	審査部
個別貸倒引当金（除く連結対象子会社）	審査部・審査管理部
連結対象子会社に係る個別貸倒引当金及び 特定債務者支援引当金	関連事業室
債権売却損失引当金	審査管理部

・貸出金及び貸出金に準ずる債権以外の債権

有価証券	市場金融部
仮払金（貸出関連以外）	総合事務部・審査管理部
動産・不動産	人事総務部
ゴルフ会員権・買入金銭債権他	人事総務部・市場金融部

監査の責任部署

監査部は償却・引当額の算定が償却・引当基準書に沿って実施されているかを監査し、その結果について取締役会へ報告します。

引当率の算定方法

a．「正常先債権の引当」

正常先債権については、今後1年間の予想損失額（期末債権額×予想損失率）を一般貸倒引当金として計上しております。

予想損失率は、過去3算定期間の貸倒実績を基に貸倒実績率を算出し、それらを平均して算定しており、今後も同様の算定方式で行います。

b．「要注意先債権」の引当

要注意先債権については、金融再生法における要管理先である債務者と要管

理先以外の債務者に区分して貸倒引当金を計上しております。

要管理先債権については、今後3年間の予想損失額（期末債権額×予想損失率）を一般貸倒引当金として計上し、要管理先以外の要注意先債権については、今後1年間の予想損失額（期末債権額×予想損失率）を一般貸倒引当金として計上しております。

予想損失率は、要管理先債権については、平成12年3月期は過去2年間（平成10年4月～平成12年3月）の貸倒実績を基に算出した率を3年間に換算した貸倒実績率を算出し、その率を適用しております。

なお、平成13年3月期には過去3年間のデータに基づく貸倒実績率の算出が可能となります。

また、要管理先以外の要注意先債権については、平成12年3月期は過去3算定期間の貸倒実績を基に貸倒実績率を算出し、それらを平均して算定しております。

なお、今後は3年間の貸倒実績率を基に算出した貸倒実績率の1年分の率を適用します。

c. 「破綻懸念先債権」の引当

破綻懸念先債権については、今後3年間の予想損失額（期末 分類額×予想損失率）を個別貸倒引当金として計上しております。

予想損失率は、平成12年3月期については過去2年間（平成10年4月～平成12年3月）の貸倒実績を基に算出した率を3年間に換算した貸倒実績率を算出し、その率を適用しております。

なお、平成13年3月期には過去3年間のデータに基づく貸倒実績率の算出が可能となります。

d. 「実質破綻先債権」および「破綻先債権」の償却・引当

実質破綻先及び破綻先債権については個別債務者毎に 分類債権の全額を予想損失額として貸倒償却もしくは貸倒引当金として計上しております。

e. 有価証券の引当

有価証券の評価については、当行は原価法を採用しておりますが、商法で定める強制減価として、下落率50%以上を基準として償却処理しております。また、自己査定における 分類のうち、子会社以外の株式は全額償却し、子会社の 分類の全額および 分類の予想損失額を投資損失引当金として計上しております。

ロ. 公的資金による株式等の引受等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

金融監督庁より示された「金融検査マニュアル」および日本公認会計士協会の実務指針に沿って当行規程を改訂し、平成11年9月期決算より、本内容の趣旨を踏まえた資産査定および償却・引当を行っております。

今後も、より精度の高い資産査定を行うとともに、合理的な方法による償却・引当を行うことにより資産内容のさらなる健全化を図ってまいります。

八．行内企業格付ごとの償却・引当の目処

自己査定と企業格付をリンクさせるべく平成11年11月格付制度の改定を行いました。現在自己査定に反映させるべくデータの集積を行っており、さらに精度を高める所存です。

二．債権放棄についての考え方

債権放棄については、地域金融機関として経済合理性だけでなく、以下の諸点から慎重に検討し、モラルハザード等を回避し限定的に行うべきものと考えております。

- (イ) 当行の残存債権の回収がより確実になり、損失が最小限度に押さえられる経済的合理性があること。
- (ロ) 債権放棄による財務状況の改善により、当該企業の再建が見込まれ、かつ破綻による社会的な損失を回避できること。
- (ハ) 利害の対立する支援者間の合意による合理的な再建計画に基づくこと。
- (ニ) 当該企業の経営責任が明確にされ、債権放棄が社会通念上合理的と判断されること。

(5) 含み損益の状況と今後の処理方針

有価証券の含み損益状況は、別表のとおりであります。平成12年3月期において時価会計の導入を控え、株式含み損の前倒し処理をいたしましたが、今後も引き続きポ・トフォリオの見直しを行い、含み損の圧縮に努めます。

(6) 金融派生商品等取引動向

金融派生商品等の取引は、各種リスクのヘッジを目的としており、今後この方針に変更はありません。

金融派生商品等取引動向（平成12年3月末） （単位：百万円）

	契約金額・想定元本	信用リスク相当額 (与信相当額)
金利スワップ	28,109	287
先物外国為替	44,523	592
合計	72,632	879

(図表7)不良債権処理状況 (億円)

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み
不良債権処理損失額 (A)	597	742	63
貸出金償却	47	338	22
個別貸倒引当金繰入額	529	304	33
CCPC向け債権売却損	20	62	5
協定銀行等への資産売却損 (注)	-	-	0
その他債権売却損	-	7	1
その他	-	30	1
一般貸倒引当金繰入額 (B)	31	82	19
合計(A) + (B)	628	825	44

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表8)不良債権償却原資 (億円)

	11/3月期 実績	12/3月期 実績	12/9月期 見込み
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	124	148	62
国債等債券関係損益	4	2	9
株式等損益	34	23	3
不動産処分損益	64	1	1
内部留保利益	60	-	-
その他	415	293	-
合計	628	420	58

(図表9)含み損益総括表 (億円)

	12/3月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	3,664	3,664	0	26	26
債券	3,157	3,169	11	18	6
株式	352	340	12	6	19
その他	154	154	0	0	0
金銭の信託	-	-	-	-	-
再評価差額金	-	-	-	-	-
不動産含み損益	185	121	64	8	72
その他資産の含み損益(注1)	-	-	16	-	16

(注1)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。本項目の取扱いについては、主務省令で定める基準によっております。

8. 地域経済における位置づけ

当行は、企業理念として、「地域とともに」、「お客さまのために」、「『親切』の心で」を掲げ、千葉県を営業地盤として、お客様や地域社会から信頼される強固な経営体質の確立を図り、地元に着した営業を行い、地元のお役に立つ金融機関として金融サ・ビス提供力NO.1をめざしております。

(1) 地域の金融市場における融資比率等

当行は、昭和27年に、地元産業界への資金供給と競争によるサ・ビス向上を求める県内の商工業者の声を受けて設立されました。それ以来、地元の中小企業・個人にお役に立つ銀行として、東京に隣接し、非常に発展性のある千葉県において地域に着した営業基盤づくりを行い、千葉県と地元経済の発展とともに歩んでまいりました。この結果、昭和27年の新設＝シェア「ゼロ」の状態から、平成12年3月末には、千葉県内における預金、貸出金のシェアが各々9.3%、10.0%とともに10%前後を占めるにいたり、地域金融機関として十分地元経済に貢献し、重要な役割を果たしてまいりました。なお、平成12年3月末現在、法人取引については県内会社企業総数に対し37.5%のシェアを占めており、個人についても県人口の28.3%、世帯の32.6%からお取引をいただいております。

イ. 千葉県内における貸出金、預金残高およびシェア (単位：億円、%)

		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末	
		残高	シェア	残高	シェア	残高	シェア
貸 出 金	当行	15,035	10.5	14,877	10.4	13,438	10.0
	地元地銀	48,719	34.0	49,347	34.5	48,749	36.4
	地元第二地銀	19,029	13.3	18,895	13.2	18,502	13.8
	都市銀行等	35,114	24.5	35,044	24.5	34,369	25.6
	信金等	25,508	17.8	24,702	17.3	18,915	14.1
	合計	143,405	100	142,865	100	133,973	100
預 金	当行	18,971	9.8	18,470	9.3	18,416	9.3
	地元地銀	59,502	30.8	60,096	30.2	62,457	31.5
	地元第二地銀	21,679	11.2	22,152	11.1	23,088	11.6
	都市銀行等	56,530	29.3	61,856	31.1	65,208	32.9
	信金等	36,466	18.9	36,413	18.3	29,252	14.7
	合計	193,148	100	198,987	100	198,421	100

(注) 都市銀行等：都市銀行、信託銀行、長信銀の県内店計

信金等：県内信用金庫および本店が千葉県以外の地銀・第二地銀の県内店計

ロ．県内ネットワーク

千葉県内における店舗については、県内シェアの10.9%を占めております。また、ATMネットワークも以下のとおり広がっており、お客さまの利便性確保に努めてまいりました。

(イ) 千葉県内における店舗状況（平成12年3月末）

（単位：店、％）

業態別	店舗数	シェア
当行	83	10.9
地元地銀	152	20.0
地元第二地銀	115	15.1
都市銀行等	144	18.9
信用金庫等	267	35.1
合計	761	100

(ロ) 県内ATM等設置状況

（単位：台）

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末
台数	471	471	473
うち店舗外	145	147	170

当行は、平成11年10月より、全国の郵便貯金ATMとの提携を開始し、全国の郵便貯金のCD、ATMとの相互利用が可能になりました。また、平成11年9月より、富士銀行とのATM相互開放を開始し、時間内引出手数料を無料とし、全国の富士銀行のネットワークを利用できるようになり、双方のお客さまの利便性が向上しました。

ハ．県内法人取引

当行は、千葉県内における会社企業総数の37.5%の取引率を確保し、法人のお客さまの資金調達運用のニーズに十分お応えしております。また、中小企業等貸出残高、信用保証協会保証残高についても、それぞれ10%を超えるシェアを確保し、地域の期待にお応えしております。

(イ) 千葉県内における法人取引先状況 (平成12年3月末)

(単位:先、%)

当行取引先数	県内会社企業総数	取引率
21,315	56,698	37.5

(注) 県内会社企業総数 (平成11年7月1日現在): 「平成11年事業所・企業統計調査結果速報」 (千葉県企画部統計課)

(ロ) 中小企業等の貸出取引率とシェア (平成12年3月末)

(単位:先、億円、%)

当行県内中小企業等貸出		県内中小企業等貸出		取引率/シェア	
貸出先数	貸出残高	事業所数	貸出残高	貸出先数	貸出残高
19,675	11,670	152,800	102,920	12.8	11.3

(注) 県内中小企業等事業所数 (平成11年7月1日現在):

「平成11年事業所・企業統計調査結果速報」 (千葉県企画部) より推計
 県内中小企業等貸出残高: 「金融経済統計月報」 (日本銀行調査統計局)

(ハ) 県内信用保証協会取扱状況 (平成12年3月末)

(単位:件、億円、%)

当行保証債務残高		県内保証債務残高		シェア	
保証件数	保証残高	保証件数	保証残高	保証件数	保証残高
15,927	1,451	136,560	13,109	11.6	11.0

二. 県内個人取引

当行は、千葉県人口の28.3%に当たる約168万件の取引先を有し、さらに県全体の32.6%に当たる70万世帯のお取引をいただいております。このような、個人および世帯取引口座は給与・年金振込や公共料金自動振替等の決済口座として日常的に利用されており、県民の皆さまにお役立ていただいております。

(イ) 千葉県内における個人・世帯取引先状況 (平成12年3月末)

(単位:先、世帯、%)

	人口・個人取引先数	世帯・世帯取引先数
当行取引先数	1,681,364	708,045
千葉県人口・世帯数	5,922,474	2,167,650
取引率	28.3	32.6

(注) 千葉県人口・世帯数: 「千葉県毎月常住人口調査月報」 (千葉県企画部)

(ロ) 年金振込指定状況 (平成12年3月末)

(単位: 先、人、%)

当行年金振込指定口座数	県内65歳以上人口	シェア
72,006	809,016	8.9

(注) 千葉県内65歳以上人口: 千葉県健康福祉部高齢者福祉課資料

(ハ) 給与振込指定状況 (平成12年3月末)

(単位: 先、人、%)

当行給与振込指定口座数	県内就業者数(一般労働者)	シェア
165,533	1,033,692	16.0

(注) 千葉県内就業者数: 「毎月勤労調査月報」(千葉県企画部統計課)

(ニ) 公共料金自動振替指定状況 (平成12年3月末)

(単位: 件、世帯、%)

当行公共料金自動振替指定口座数	県内世帯数	シェア
202,707	2,167,650	9.3

(ホ) 県内住宅金融公庫取扱状況 (平成12年3月末)

(単位: 件、億円、%)

当行取扱状況		県内取扱状況		シェア	
取扱件数	取扱残高	取扱件数	取扱残高	取扱件数	取扱残高
30,903	3,733	223,334	27,935	13.8	13.3

ホ. 県内地方公共団体とのかわり

当行は、千葉県などの地方公共団体等が行う、安らぎと潤いのある生活のための、住宅団地の造成、公共上下水道の整備、小・中学校の建設、文化とスポーツ振興のための施設建設などについて、ご融資、地方債引受などを通じて積極的に地域づくりに協力しております。また、地域とともに歩む金融機関として、税金等公共の収納事務を通じ、広く県民の皆さまにご利用いただいております。

(イ) 千葉県・千葉市縁故債引受実績推移表(額面ベース)

(単位:百万円、%)

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
千葉県	当行	10,357	10,676	7,909	9,827	9,929
	合計	207,549	159,688	174,292	152,447	110,484
	シェア	4.9	6.6	4.5	6.4	8.9
千葉市	当行	2,634	3,020	1,907	2,247	2,257
	合計	37,631	43,132	27,248	31,650	31,792
	シェア	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1

(ロ) 収納代理取扱状況(平成12年3月末)

(単位:件、百万円)

	取扱件数	取扱金額
日銀歳入金	273,331	180,964
千葉県税	184,695	17,206
県営住宅使用料	33,575	843
県水道料金	454,529	5,241
県立高校学校費	125,568	1,961

(2) 地域経済への貢献

イ. 千葉県の姿と産業の現状

千葉県は、総面積51.6万ha(森林32.2%、農用地27.9%、宅地14.1%、その他25.8%)の県土に、580万人が居住し(人口全国6位、平成7年国勢調査)、若く(平均年齢38.1才、全国4位・同調査)、成長性に富んだ(人口増加率4.4%、全国3位・同調査)県であります。

産業においては、農業、水産業、工業、商業それぞれが全国有数の地位を占める、バランスのとれた産業県として次のように発展しております。

農業においては、生産基盤の整備や農業経営体の育成などにより、農業粗生産額は全国第2位、野菜が全国第1位、生乳が全国第2位となっております。

水産業においては、漁業生産基盤である漁港の整備や栽培漁業の推進によって海面漁業漁獲量が全国第8位、水産加工品が全国第3位となっております。

工業においては、工業団地の整備や先端技術産業の積極的導入等により、製造品出荷額が全国第8位であり、地域別にみると臨海部48%、内陸部52%の出荷額割合となっております。また、本県は日本最大規模の素材・エネルギーの供給県であり、臨海部に集積する素材型3業種(化学、鉄鋼、石油・石炭)の全国シェアは10.5%と高水準にあります。県内製造業の事業所数は中小

企業が大半を占め、うち70%が東葛飾と千葉の周辺地域に立地しており、製造業の基盤を支える機械部品等を製造する基盤的技術産業の集積地となっております。

商業においては、商店街の施設整備や大型店と中小小売店との共存共栄により、商店数は全国第10位、従業者数は第9位、小売業年間販売額が第9位となっております。なお、近年、従業者100人以上の大型店の増加が著しい一方で、9人以下の商店は減少の傾向にあります。

幕張メッセを活用したコンベンションやリゾート産業等の新しいサービス産業の振興が図られております。

本県を訪れる観光客は、平成元年以来1億人を超え、全国でも有数の観光県であります。

千葉県新三角構想(幕張新都心、かずさアカデミアパーク、成田国際空港都市)の三つの基幹プロジェクトの着実な推進が図られ、業務機能や研究開発機能の集積をはじめ、人・もの・情報の交流の場の整備が進んでいるほか、常磐新線等の交通網整備計画もあり、将来性豊かな県であります。

八．千葉県の県内生産額からみた産業別構成比と産業構造の特徴

平成7年千葉県産業連関表により県内生産額の産業別構成比(13部門)をみると、製造業が34.7%で最も大きく、次いでサービス業18.3%、建設業9.6%、商業8.6%、不動産業8.5%などとなっております。しかし、これを平成2年と比べると、製造業が5.5%減、建設業が3.5ポイント減と大きく後退したのに対し、サービス業が3.2ポイント上昇したほか、商業で2.1ポイント、不動産で1.9ポイントそれぞれ上昇しております。これにより、第3次産業の割合が53.7%を占め、5割を超えました。

次に、本県の産業構造を34部門に分類し、それぞれ生産額の構成比を全国水準と比較したとき、石油・石炭製品、鉄鋼、化学製品、電力・ガス・熱供給などは全国水準を大きく上回っており、本県の産業構造が素材産業型に特化している状況が窺えます。

また、県内生産額を93部門に分類し、全国シェアをみた場合、26.0%の航空輸送を筆頭に、合成樹脂、有機化学基礎・中間製品、原油・天然ガス、鋼材、鉄鋼・粗鋼、石炭製品、石油製品の8部門が10%を超えております。成田空港関連業種の航空輸送を除きすべて第2次産業であり、これも本県の特徴といえます。

二．千葉県の中小企業

事業所・企業統計調査(平成8年)における本県の中小企業(=会社+個人事業者)数は157,350(中小企業基本法改正後ベース)で、全企業数に占め

る割合は99.8%となっております。

このように、千葉県産業の中で大きな比重を占める中小企業は、生産活動等を通じて、就業機会の創出に寄与することで、地域経済発展の担い手として県民生活の安定向上に重要な役割を果たしてまいりました。

これらは、産業と地域の共生を図りながら、豊かな生活、新しいライフスタイルの創出に配慮し、職住近接による身近な職場の確保、地域住民の就業ニーズに対応した、多様な職場が整備される必要があります。また、消費者の立場からは、さらに質の高い多彩なサービスの供給が求められており、人々の生活に関わる教育・文化産業、医療・福祉産業、レジャー産業などの育成も重要になってきております。

将来性という観点からみると、千葉県内には様々なポテンシャルが存在します。ハイテク研究施設としての「かずさアカデミアパーク」に加え、平成10年には本格的な中小企業支援施設として東葛テクノプラザが開設されました。さらに、千葉県は東京に隣接しているため、情報も需要も多いという意味で立地条件に恵まれております。こうした大消費地への近接性を活かし、かつ、東葛テクノプラザ等のインキュベーション機能を活用していけば、新規事業展開や新規創業が十分に可能な、中小企業にとっても魅力ある地域であるといえます。

ホ．地域貢献施策の展開

当行は、「お客さまへの『親切』をモットーに、地域の未来作りに貢献する」を経営方針としており、千葉県における中小企業や個人のお客さまの資金需要に対し、安全性・公共性・収益性等を十分検討し、積極的に応えていくことが、地域経済の発展に貢献する責任と考えております。

(イ) 県内中小企業および個人への資金供給

当行は、平成12年3月末の貸出金残高1兆4,150億円のうち、94.9%にあたる1兆3,437億円を県内の法人・個人に融資しており、融資先は、約8万5千先に上り、中小企業等に対する貸出金残高は、1兆1,670億円となっており、総貸出に対する比率は82.4%に達し、地元経済に不可欠な存在となっております。

なお、業種別の県内貸出残高に占める当行貸出残高およびシェアは以下のとおりであります。

[当行の業種別貸出残高比率（平成12年3月末現在）] （単位：億円、％）

	県内貸出残高			うち県内中小企業貸出残高		
	貸出残高	うち当行	シェア	貸出残高	うち当行	シェア
製造業	8,261	990	11.9	7,284	886	12.1
農業	516	167	32.5	516	167	32.5
林業	1	0	16.0	1	0	16.0
漁業	39	11	29.2	39	11	29.2
鉱業	359	4	1.1	359	4	1.1
建設業	8,641	1,470	17.0	8,198	1,387	16.9
電気・ガス・熱供給・水道業	351	106	30.3	283	39	13.8
運輸・通信業	2,141	229	10.7	1,709	167	9.8
卸売業	5,320	858	16.1	4,444	726	16.3
小売業	8,776	1,298	14.7	4,867	814	16.7
飲食店	1,271	201	15.8	1,192	192	16.1
金融・保険業	2,746	465	16.9	1,679	383	22.8
不動産業	20,154	1,974	9.7	17,939	1,904	10.6
サービス業	13,644	2,267	10.9	10,573	1,769	16.7
地方公共団体	1,892	175	9.2	-	-	-
個人	43,831	3,215	7.3	43,831	3,215	7.3
海外円借款、国内店名義現地貸	0	-	-	0	-	-
合計	117,952	13,437	11.3	102,920	11,670	11.3

（日本銀行「金融経済統計月報」、全国銀行ベース、除く信金、信組、農協）

（ロ）地域経済への貢献

地域経済活性化の支援

県内の主要な第3セクタ - 等に対する出資・人材の提供

当行が、人材の派遣、資金の出資等を行っている、主な県内の公的施設、第三セクタ - 等は、以下のとおりであります。

団体名称	活動内容	支援内容
(財)千葉県中小企業振興公社	中小企業支援	業務支援
千葉県信用保証協会	融資保証業務	人材派遣
(社)千葉県年金住宅協会	住宅資金融資業務	人材派遣
(株)かずさアカデミアパーク	研究施設	出資
東京湾横断道路(株)	道路維持管理	出資

団体名称	活動内容	支援内容
東葉高速鉄道(株)	鉄道事業(第三セクタ-)	出資
千葉都市モノレ-ル(株)	都市モノレ-ル	出資
幕張熱供給(株)	熱供給事業	出資
(株)ケーブルネットワーク千葉他	地域型放送事業(CATV)	人材派遣・出資

各種の情報交換サ-ビス

当行は、お客様の経営に役立つ情報提供とお客様同士の異業種交流等を目的として、お取引先の会である「興友会」を全県で組織し、現在2,800社のご参加をいただいております。

この「興友会」を中心として、著名エコノミスト、経済評論家等を招いて、経済見通しや中小企業の経営戦略に関する講演会を開催しており、地域経済の啓蒙活動にも注力いたしております。また、当行行員を講師とするお取引先の研修・勉強会も数多く行うなど、時宜を得た情報提供を通じてお客さまの良きパートナーを目指し積極的に活動しております。

調査・情報提供活動

当行調査部門は、千葉県経済に関する調査・分析活動を通じて、各産業・業種動向・企業経営・地域開発などの課題や展望について提言を行うなど、価値ある情報を地域の皆さまに提供し、千葉県の産業、経済の発展に寄与しております。主な活動実績として、まず、平成元年8月から地域経済情報誌「こうゆう」を季刊発行し、また、平成6年3月からは、各種の調査研究結果をコンパクトに取りまとめた「調査レポート」を発行しております。

また、平成12年度も既に「県内企業のインターネット利用動向」、「県内土地取引動向」などの調査を実施しております。このような地域に特化した研究成果・外部からの委託調査は、お客さまに好評を博しているほか、新聞その他マスコミなどにも数多く掲載されるなど、高い評価をいただいております。

年金相談会の開催

高齢化が進むなか、年金に関するお客さまの情報ニーズが高まりをみせておりますが、これに応じて当行では、行内の社会保険労務士を講師とする年金相談会を開催し、皆さまのお役に立っております。(平成11年度開催回数241回、参加人員2,897人)

地域のお客さまからの信頼回復に向けたCSナンバー1運動

新生ちば興銀に向けて、自己資本の充実と収益力の強化により、経営基盤の

確立に向けて努力するとともに、地域のお客さまに信頼され、支持される銀行であり続けることは、ちば興銀再生の両輪であると認識しております。

良質なサービス・情報の提供、堅確で丁寧な事務処理体制、スピーディな対応・結論等、全員参加のCSナンバー1運動を展開してまいります。

地域の福祉・文化活動等の支援

「小さな親切」運動

当行は、「小さな親切」運動の千葉県本部の事務局として、「明るく豊かな社会を実現しよう」との同運動の趣旨のもと、積極的に運動を展開しております。

当行の全役職員が、運動の会員となり、各支部の運営を行い、各種の社会貢献活動を通じて、地域の「親切銀行」を目指しております。

日本工業新聞社共催「千葉“元気印”企業大賞」

県内の優良中小企業育成のため、平成7年度以来毎年、日本工業新聞社と共催で、優れた技術を持つ中小企業やユニークなアイデアを持つベンチャー企業等の表彰をおこなっており、地元企業の育成を支援してまいりました。

「千葉元気印の会」の発足

「千葉“元気印”企業大賞」も5回を重ね、応募企業も200社を超えたことから、これらの企業を中心に、「千葉元気印の会」が発足しました。今後、経営者のビジネス交流促進と研鑽の場として、「千葉“元気印”企業大賞」とあわせて、地元の中小企業・ベンチャー企業のお役に立つよう、積極的に支援してまいります。

その他

交通事故撲滅のための交通安全支援活動、ゲートボール大会開催等の各種スポーツ大会支援、衣料品の病院への寄贈、献血運動等の各種慈善活動等も積極的に行っております。

また、千葉県「県民の日」にJR千葉駅でコンコースコンサートを開催する等、県・市町村の行事・病院・福祉施設等で「コスモス・コンサート」を開催し、地域文化の振興に寄与しております。

このように、当行は「将来性豊かな千葉県」に密着した営業活動、企業育成、各種の金融・情報サービスの提供、地域の福祉・文化活動の支援をおこなってまいりました。

これからも、この豊かな千葉県とともに、地元金融機関として、安定的な信用供与、サービスの提供を通して、地域経済の発展、県民の豊かな生活の実現

にお役に立ち、「21世紀のちばづくり」に貢献してまいります。

以 上